

You,
Unlimited



龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

龍谷大学

特別研修講座「矯正・保護課程」(本学学生対象)
矯正・保護教育プログラム(社会人等対象)

2018年度

受講要項・Syllabus

龍谷大学矯正・保護総合センター

「2018年度受講要項・Syllabus」について

この冊子は、本学の学生を対象とする特別研修講座「矯正・保護課程」と社会人等（本学学生以外の方）を対象とする履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」の受講要項及びシラバスです。

受講にあたり、本学の学生と社会人等の本学学生以外の方では、履修資格や申込方法等が異なりますので、各自、該当ページをご確認ください。なお、講義日程や科目内容等につきましては、共通の内容となります。

<目次>

I. 受講について

1. 特別研修講座「矯正・保護課程」の受講について **〔本学学生対象〕** . . . P. 1
2. 履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」の受講について **〔社会人等対象〕** . . . P. 7

II. 2018年度講義日程表 **〔共通〕** . . . P. 11

III. 特別研修講座「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」履修推奨モデル **〔共通〕** . . . P. 15

IV. シラバス（講義概要・授業計画等） **〔共通〕** . . . P. 17

V. 〔参考資料〕法務教官・刑務官・保護観察官になるには？ **〔共通〕** . . . P. 43

VI. 2018年度龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」受講希望理由書 **〔社会人等対象〕** . . . P. 47

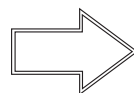
受講料改定のお知らせ

このたび、諸般の事情により、2018年4月から社会人等（本学学生以外の方）の受講料を以下のとおり改定させていただくことになりました。受講される科目によっては、これまでより受講料の負担が増える場合がありますが、ご理解賜りますよう、よろしくお願いたします。

これからも皆様にご満足いただける教育プログラムの提供と運営をめざし、努力して参存存ですので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

〈現行の受講料〉

12時間（1単位相当科目）：770円（税込み）
22.5時間（2単位相当科目）：1,540円（税込み）
45時間（4単位相当科目）：3,090円（税込み）



〈2018年4月からの新受講料〉

1科目：3,080円（税込み）

I - 1 受講について（本学学生対象）

特別研修講座「矯正・保護課程」の受講について（本学学生対象）

目 的

本学の歴史と伝統を活かして、刑務所、少年院、少年鑑別所等で働く矯正職員や犯罪をおかしたり非行をおこなった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成することを目的としています。

関連職務・活動

矯正・保護・福祉の分野に関連する職務や活動には次のものがあります。

(1) 国家公務員

① 刑務官（詳細はP.45参照）

原則として刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導等を行うとともに、刑務所などの保安警備の任に当たります。

② 法務教官（詳細はP.43参照）

少年院や少年鑑別所等に勤務する専門職員。幅広い視野と専門的な知識をもって、少年たちの個性や能力を伸ばし、健全な社会人として社会復帰させるために、きめ細かい指導・教育を行っています。

また、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所）に勤務し、受刑者の改善指導等に携わる道も開かれており、性犯罪や薬物依存等に関わる問題性に働きかける指導のほか、就労支援指導や教科指導等を行っています。

③ 保護観察官（詳細はP.43～P.44参照）

犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、彼らを取り巻く地域の力を活かしながら、その再犯・再非行の防止と社会復帰のための指導や援助を行う「社会内処遇」の専門家。地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

④ 家庭裁判所調査官

家庭裁判所に置かれる行動科学の専門家。家庭に関する問題は、法律的な視点だけでは解決できないため、家庭裁判所調査官が、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった行動科学の専門的知識を活かし、事件の背後にある人間関係や生活環境等を調査するなどして、裁判官と共同してより良い解決方法を考えていくという役割を担っています。

注）家庭裁判所調査官になるためには、家庭裁判所調査官補として採用された後、裁判所職員総合研修所に入所し、約2年間の研修を受ける必要があります。

⑤ 社会復帰調整官

保護観察所に勤務し、精神障害者の保健及び福祉等に関する専門的知識に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進するため、生活環境の調査・調整、精神保健観察等の業務に従事します。

(2) 保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員（実質的には民間のボランティア）。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先等の帰住環境の調整や相談を行っています。

(3) 教誨師

矯正施設に収容されている人たちの希望に応じて、民間の篤志宗教家である教誨師が宗教教誨を行い、信教の自由を保障しつつ精神的安定を与え、受刑者や少年院在院者などの改善更生と社会復帰に寄与しています。

宗教教誨には、同じ宗教宗派の宗教教誨を希望する者を集めて行う集合教誨と、個別に行う個人教誨とがあります。

(4) 篤志面接委員

法務省から委嘱を受け、全国の矯正施設（刑務所・少年院など）に収容されている人たちに対して、面接や指導、教育などを行い、その改善更生と社会復帰を手助けする民間ボランティアです。

(5) B. B. S (Big Brothers and Sisters Movement)

様々な問題や悩みを抱える少年少女たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。

(6) その他

①福祉関係

民生委員、青少年調停委員、児童委員、児童又は身体障害者福祉司、児童自立支援施設職員及び社会福祉施設職員

注) 児童自立支援施設職員をめざす人は、卒業後に国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所に入所することをお薦めします。

②刑事司法関係

警察官、裁判所調停委員、更生保護施設職員、更生保護女性会員

③教育関係

学校教員、地域社会教育リーダー

受講対象

龍谷大学の在 student であること。

注) 文学部・法学部・政策学部・社会学部・短期大学部の学生が正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目などを、所属学部の履修要項で必ず確認してください。

講座内容

(1) 講義科目 ※各講義科目の内容は、P.17からのシラバスをご確認ください。

科目名(単位)	担当者	学舎	期間	曜講時 注2	教室
矯正・保護入門(2)	浜井 浩一 他	深草	後期	木⑤	3-101
		瀬田	後期	月⑤	3-101
矯正概論(4) 注1	木村 昭彦	深草	通年	水③	21-302
	池田 静	深草	通年	水③	21-301
矯正概論A(2)	島田 佳雄	瀬田	前期	金⑤	2-103
矯正概論B(2)		瀬田	後期	金⑤	2-103
矯正教育学(4)	菱田 律子	深草	通年	月③	和顔館B201
矯正教育学A(2)	池田 正興	瀬田	前期	木⑤	8-B101
矯正教育学B(2)		瀬田	後期	木⑤	8-B101
矯正社会学(4)	服部 達也	深草	通年	土①②〈隔週〉	21-301
矯正社会学A(2)	今津 武治	瀬田	前期	水⑤	8-B101
矯正社会学B(2)		瀬田	後期	水⑤	8-B101
矯正心理学(4)	櫛田 透	深草	通年	火②	2-301
		大宮	通年	木②	東覚302
矯正心理学A(2)	渡邊 進	瀬田	前期	土①②〈隔週〉	2-111
矯正心理学B(2)		瀬田	後期	土①②〈隔週〉	2-111
成人矯正処遇(2)	池田 静	深草	前期	水④	21-603
		瀬田	前期	木⑤	2-103
保護観察処遇(2)	篠崎 暁人	深草	後期	土③④〈隔週〉	21-201
	西崎 勝則	瀬田	後期	土③④〈隔週〉	2-108
更生保護概論(4)	松田 慎一	深草	通年	火⑤	21-603
更生保護概論A(2)	濱島 幸彦	瀬田	前期	土③④〈隔週〉	2-211
更生保護概論B(2)		瀬田	後期	土③④〈隔週〉	2-211
更生保護制度(2)	菅沼登志子	深草	後期	木②	21-303
更生保護制度(1)		瀬田	後期	水③④	8-102
犯罪学(2)	浜井 浩一	深草	後期	木②	21-603
被害者学(4)	池田 正興	深草	通年	水②	22-101
		大宮	通年	月③	東覚302
青少年問題(2)	浜井 浩一	深草	後期	木④	和顔館B203
	津島 昌弘	瀬田	後期	火③	8-102

注1:「矯正概論」はクラス指定があります。

注2:「曜講時」覧の○の数字は、開講講時を示します。

☆「矯正医学」は、2018年度不開講となります。

<授業時間>

学 舎	1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
深草・大宮	9:00-10:30	10:45-12:15	13:15-14:45	15:00-16:30	16:45-18:15
瀬 田	9:20-10:50	11:05-12:35	13:35-15:05	15:20-16:50	17:00-18:30

(2) 施設参観

講義の内容をより深く理解するために、施設参観を実施します。

※実施予定時期：<夏季> 8月下旬～9月上旬 <春季> 2月上旬

実施要項や申込方法等の詳細は、学内掲示板やポータルサイト等でお知らせします。また、科目受講者は講義時に担当講師から案内されます。

【参考】2017年度施設参観先

大阪医療刑務所／大阪刑務所／更生保護法人 京都保護育成会／滋賀刑務所／奈良少年院／大阪少年鑑別所／更生保護法人 和衷会／大阪府立修徳学院／交野女子学院／浪速少年院／加古川刑務所／播磨社会復帰促進センター／和歌山刑務所／更生保護法人 西本願寺白光荘／京都刑務所／京都少年鑑別所／京都医療少年院

受 講 料

(1) 講 義

	1 単位科目	2 単位科目	4 単位科目
受講料(税込み)	770円	1,540円	3,090円

注) 正課科目として登録した科目の受講料は無料です(文学部・法学部・政策学部・社会学部(※1)・短期大学部(※2)の学生のみ)。

※1：社会学部は、入学年度や対象科目、所属学科等により取り扱いが異なりますので、各自履修要項で確認してください。

※2：短期大学部は、正課科目、他学部開講授業科目として受講する場合のみです。

(2) 施設参観 2,000円程度／1日(別途発表)

注) 一旦納入された受講料は返還しません。

申 込 期 間

通年・前期科目：2018年4月2日(月)～4月13日(金)

後期科目：2018年4月2日(月)～9月13日(木)

※講義は前期・通年科目が4月9日(月)、後期科目が9月15日(土)から順次開講されます。お早めにお申し込みください。

※申込期間終了後の受講申込みに関するお問い合わせは、矯正・保護総合センター事務部までお願いします。

修 了 認 定

以下の2つの要件を満たした者には、「矯正・保護課程修了証明書」(本学独自の課程修了証明書)を交付します。

(1) 開設科目のうち、16単位以上修得

(2) 施設参観に2日以上参加

「成績表」は年度末の各学部成績表配付時にお渡しします。また、卒業年次生で矯正・保護課程を履修し修了要件を満たした方には各自の卒業式の日に「矯正・保護課程修了証明書」を交付します。

上記の期日以降で「矯正・保護課程修了証明書」が複数必要な方は、証明書自動発行機で「証明書交付願」を出力の上、申込窓口に提出してください(1通200円)。なお、交付日は、原則2日後<窓口休業日を含まず>です。

単 位 認 定

●文学部

文学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち、深草学舎又は大宮学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論」(4単位)、「更生保護概論」(4単位)、
「矯正教育学」(4単位)、「青少年問題」(2単位)、「被害者学」(4単位)、「矯正医学」* (2単位)、
「矯正社会学」(4単位)、「矯正心理学」(4単位)

※「矯正医学」は2018年度開講されませんので、ご注意ください。

- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、文学部履修要項又は文学部教務課で必ず確認してください。

●法学部

法学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち深草学舎で開講されている次の科目
「矯正概論」(4単位)、「成人矯正処遇」(2単位)、「更生保護概論」(4単位)、
「保護観察処遇」(2単位)、「矯正教育学」(4単位)、「矯正社会学」(4単位)、
「矯正心理学」(4単位)、「被害者学」(4単位)、「矯正医学」* (2単位)、「犯罪学」(2単位)

※「矯正医学」は2018年度開講されませんので、ご注意ください。

- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、法学部履修要項又は法学部教務課で必ず確認してください。

●政策学部

政策学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち深草学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論」(4単位)、「矯正教育学」*² (4単位)、
「矯正社会学」(4単位)、「矯正心理学」*² (4単位)、「矯正医学」*³ (2単位)、
「成人矯正処遇」*² (2単位)、「保護観察処遇」(2単位)、「更生保護概論」(4単位)、
「更生保護制度」*¹ (2単位)、「犯罪学」(2単位)、「被害者学」(4単位)、
「青少年問題」(2単位)

※1：2016年度以降の開講分から対象外

※2：政策学部専攻科目(卒業要件単位認定科目)としては、2018年度開講されませんので、ご注意ください。

※3：「矯正医学」は2018年度開講されませんので、ご注意ください。

- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注1) 正課科目として受講する場合は、政策学部が定める入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

注2) 政策学部専攻科目として4単位を上限として認定されます。それ以上履修した場合は、フリーゾーンとして認定されます。

※詳細については、政策学部履修要項又は政策学部教務課で必ず確認してください。

●社会学部

【2009～2011年度入学生】

地域福祉学科・臨床福祉学科の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち瀬田学舎開講の次の科目
「更生保護制度」(1単位)
- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

【2012年度以降入学生】

社会学部の学生については、以下の条件を満たせば、卒業要件単位として認定されます。

- (1) 矯正・保護課程科目のうち瀬田学舎で開講されている次の科目
「矯正・保護入門」(2単位)、「矯正概論A」(2単位)、「矯正概論B」(2単位)、
「矯正教育学A」(2単位)、「矯正教育学B」(2単位)、「矯正社会学A」(2単位)、
「矯正社会学B」(2単位)、「矯正心理学A」(2単位)、「矯正心理学B」(2単位)、
「成人矯正処遇」(2単位)、「保護観察処遇」(2単位)、「更生保護概論A」(2単位)、
「更生保護概論B」(2単位)、「更生保護制度」(1単位)*、「青少年問題」(2単位)
※社会学科、コミュニティマネジメント学科は対象外
- (2) 上記(1)の科目を本登録していること
- (3) 本登録での履修登録制限単位数の範囲内であること

注) 正課科目として受講する場合は、入学年度・配当年次・対象科目等を必ず確認してください。

※詳細については、社会学部履修要項又は社会学部教務課で必ず確認してください。

●短期大学部

短期大学部の学生については、深草学舎で開講される「矯正教育学」(4単位)、「矯正社会学」(4単位)が卒業要件単位として認定されます。詳細は短期大学部履修要項「他学部開講授業科目の受講について」の項を確認してください。

また、短期大学部社会福祉学科の学生については、深草学舎で開講される「更生保護制度」(2単位)が正課科目として卒業単位に含まれます。

※詳細については、短期大学部履修要項又は短期大学部教務課で必ず確認してください。

文学部・法学部・政策学部・社会学部(※1)・短期大学部(※2)の学生以外は、卒業要件単位としては認められません。

(※1) 社会学部生でも入学年度・所属学科により異なります。

(※2) 短期大学部生でも所属学科や科目により異なります。

申込方法

前述の単位認定科目(卒業要件単位対象科目)を本登録せずに受講する本学学生は、以下のとおり申込みを行ってください。

- (1) 証明書発行機にて申込みを行う
- (2) 申込み手順

- ①学籍番号を入力
- ②パスワードを入力
- ③各種課程を押す
- ④「矯正・保護課程(本学学生)」を押す
- ⑤申し込む科目を選択
- ⑥部数(1)を押す

※2科目以上を履修する場合は、上記④から⑥の手順を繰り返す

- ⑦発行画面を押す
- ⑧表示金額を投入
- ⑨出力された申込書に住所・電話番号を記入し、申込窓口に提出する。

<証明書自動発行機の設置場所>

大宮学舎：西翼1階ロビー(講師控室前)

深草学舎：21号館1階ロビー、紫英館各学部教務課フロア、紫光館1階エントランスホール

瀬田学舎：1号館1階エントランスホール、6号館社会学部教務課フロア、9号館農学部教務課前

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階(大阪市北区)

<各学舎の申込み窓口・問い合わせ窓口>

大宮学舎：文学部教務課（西覺1階）

深草学舎：法学部教務課（紫英館1階）

瀬田学舎：社会学部教務課（6号館1階）

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階（大阪市北区）

<総合窓口>

矯正・保護課程全般に関するお問い合わせは、以下のところまでお願いします。

矯正・保護総合センター事務部（深草学舎至心館1階）

電話：075-645-2040、FAX：075-645-2632

ホームページ：<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/> e-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

I - 2 受講について（社会人等対象）

履修証明プログラム「矯正・保護課程(矯正・保護教育プログラム)」の受講について(社会人等対象)

龍谷大学矯正・保護課程では、社会人等の本学学生以外の方を対象に学校教育法の定めに基づく履修証明プログラム(※)を開設しています。このプログラムは、本学特別研修講座「矯正・保護課程」の講義科目と施設参観(講習)を組み合わせ、本課程が定める時間数を履修することにより、体系的な知識・技術等の習得をめざすものです。プログラム修了者には、学校教育法第105条の規定に基づく履修証明書(所定の科目を履修したことを証明するもので、単位や学位を取得したことを証明するものではありません)を交付します。

※履修証明プログラムとは

履修証明プログラムは、社会人等の学生以外の者を対象とした特別の課程です。大学の教育・研究資源を活かし一定の計画の下に編成する体系的な知識・技術等の習得をめざした教育プログラムで、目的・内容に応じて総時間数120時間以上で設定されています。その修了者には、学校教育法に基づく履修証明書が交付されます。

プログラム名称

矯正・保護課程(「矯正・保護教育プログラム」)

プログラムの開設目的

本プログラムは、刑務所、少年院、少年鑑別所等で働く矯正職員や犯罪をおかしたり非行をおこなった人たちの社会復帰の手助けをする保護観察官等の専門職やボランティアを養成するとともに、矯正・更生保護分野の仕事や活動に携わる人等のキャリアアップや知見拡充に役立つ実務に即した教育プログラム(カリキュラム)を体系的に提供することを目的としています。

履修資格

次の(1)から(8)のいずれかの資格を満たす者。(※本学矯正・保護課程委員会で受講可否の審査をする際に、(1)から(8)のいずれかの資格を満たしているかを確認するため、受講申込みの際に最終学校の卒業証明書又は修了証明書の提出が必要となります。ただし、過去(2016年度以降)に本プログラムを受講し、先の証明書を提出した方は、提出不要です。)

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学矯正・保護課程委員会において、個別の受講資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

定員

特に設けていません。

受講時間数(総時間数)

180時間以上

修了要件

以下の2つの要件を満たした場合、本プログラムを修了したものとし、学校教育法第105条の規定に基づく「履修証明書」を交付します。

- (1) 本学特別研修講座「矯正・保護課程」の開設科目を180時間以上受講し、科目合格していること
- (2) 施設参観に2日以上参加していること

※注1：2015年度までに修得した矯正・保護課程科目の単位は、本履修証明プログラムの修了に必要な時間数（受講時間数）としてカウントします。また、施設参観に参加した方についても2015年度までに参加した分は修了要件にカウントします。

※注2：1年で上記修了要件を満たし本プログラムを修了することは可能です。また、複数年にわたり修了することも可能ですので、各自の履修計画にあわせて、学修してください。

成績発表・証明書の交付について

(1) 「成績表」は年度末に各自に郵送します。

(2) 「履修証明書」は上記修了要件を満たした年度末に各自に郵送します。

※「履修証明書」が複数必要な方は、証明書自動発行機で「証明書交付願」を出力の上、申込窓口へ提出してください（1通 300円）。なお、交付日は、原則2日後<窓口休業日を含まず>です。

注) 2015年度までに矯正・保護課程を修了した方については、従来どおり「矯正・保護課程修了証明書」（本学独自の課程修了証明書）〈1通 300円〉を交付します。

プログラム内容

(1) 講義科目 ※各講義科目の内容は、P.17からのシラバスをご確認ください。

科目名（受講時間数）	担当者	学舎	期間	曜講時 注	教室
矯正・保護入門（22.5時間）	浜井 浩一 他	深草	後期	木⑤	3-101
		瀬田	後期	月⑤	3-101
矯正概論（45時間）	木村 昭彦	深草	通年	水③	21-302
矯正概論A（22.5時間）	島田 佳雄	瀬田	前期	金⑤	2-103
矯正概論B（22.5時間）		瀬田	後期	金⑤	2-103
矯正教育学（45時間）	菱田 律子	深草	通年	月③	和顔館B201
矯正教育学A（22.5時間）	池田 正興	瀬田	前期	木⑤	8-B101
矯正教育学B（22.5時間）		瀬田	後期	木⑤	8-B101
矯正社会学（45時間）	服部 達也	深草	通年	土①②〈隔週〉	21-301
矯正社会学A（22.5時間）	今津 武治	瀬田	前期	水⑤	8-B101
矯正社会学B（22.5時間）		瀬田	後期	水⑤	8-B101
矯正心理学（45時間）	櫛田 透	深草	通年	火②	2-301
		大宮	通年	木②	東麓302
矯正心理学A（22.5時間）	渡邊 進	瀬田	前期	土①②〈隔週〉	2-111
矯正心理学B（22.5時間）		瀬田	後期	土①②〈隔週〉	2-111
成人矯正処遇（22.5時間）	池田 静	深草	前期	水④	21-603
		瀬田	前期	木⑤	2-103
保護観察処遇（22.5時間）	篠崎 暁人	深草	後期	土③④〈隔週〉	21-201
	西崎 勝則	瀬田	後期	土③④〈隔週〉	2-108
更生保護概論（45時間）	松田 慎一	深草	通年	火⑤	21-603
更生保護概論A（22.5時間）	濱島 幸彦	瀬田	前期	土③④〈隔週〉	2-211
更生保護概論B（22.5時間）		瀬田	後期	土③④〈隔週〉	2-211
更生保護制度（22.5時間）	菅沼登志子	深草	後期	木②	21-303
更生保護制度（12時間）		瀬田	後期	水③④	8-102
犯罪学（22.5時間）	浜井 浩一	深草	後期	木②	21-603
被害者学（45時間）	池田 正興	深草	通年	水②	22-101
		大宮	通年	月③	東麓302
青少年問題（22.5時間）	浜井 浩一	深草	後期	木④	和顔館B203
	津島 昌弘	瀬田	後期	火③	8-102

注：「曜講時」覧の○の数字は、開講講時を示します。

☆「矯正医学」は、2018年度不開講となります。

<授業時間>

学 舎	1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時
深草・大宮	9:00-10:30	10:45-12:15	13:15-14:45	15:00-16:30	16:45-18:15
瀬 田	9:20-10:50	11:05-12:35	13:35-15:05	15:20-16:50	17:00-18:30

(2) 施設参観

講義の内容をより深く理解するために、施設参観を実施します。

※実施予定時期：<夏季> 8月下旬～9月上旬 <春季> 2月上旬

実施要項や申込方法等の詳細は、学内掲示板や矯正・保護総合センターホームページ等でお知らせします。また、科目受講者は、講義時に担当講師から案内されます。

【参考】2017年度施設参観先

大阪医療刑務所／大阪刑務所／更生保護法人 京都保護育成会／滋賀刑務所／奈良少年院／
大阪少年鑑別所／更生保護法人 和衷会／大阪府立修徳学院／交野女子学院／浪速少年院／
加古川刑務所／播磨社会復帰促進センター／和歌山刑務所／更生保護法人 西本願寺白光荘／
京都刑務所／京都少年鑑別所／京都医療少年院

受講料

(1) 講 義 3,080円（税込み）／1科目 （※2018年度より受講料が改定されました）

(2) 施設参観 2,000円程度／1日（別途発表）

注）一旦納入された受講料は返還しません。

申込期間

通年・前期科目：2018年4月2日（月）～4月13日（金）

後期科目：2018年4月2日（月）～9月13日（木）

※講義は前期・通年科目が4月9日（月）、後期科目が9月15日（土）から順次開講されます。お早めにお申し込みください。

※申込期間終了後の受講申込みに関するお問い合わせは、矯正・保護総合センター事務部までお願いします。

申込方法

以下のとおり申込みを行ってください。

(1) 証明書発行機にて申込みを行う

(2) 申込み手順

①画面右下にある卒業生・学外者用のボタンを押す

②各種課程を押す

③「矯正・保護課程（社会人等）」を押す

④申し込む科目を選択

⑤部数（1）を押す

※2科目以上を履修する場合は、上記③から⑤の手順を繰り返す

⑥発行画面を押す

⑦表示金額を投入

⑧出力された申込書に住所・氏名・電話番号・生年月日等を記入し、申込窓口へ提出する

(3) 「受講希望理由書」(P. 47) に必要事項を記入し、写真を添付の上、特別研修講座申込書と最終学校の卒業証明書又は修了証明書と併せて提出してください。（※過去（2016年度以降）に本プログラムを受講し、先の証明書を提出した方は、提出不要です。）

審査・受講許可

本学矯正・保護課程委員会で提出された書類をもとに審査し、受講を許可します。(受講可否は、前期・通年科目は4月中旬、後期科目は9月中旬に連絡します。)

証明書自動発行機の設置場所

大宮学舎：西覺1階ロビー（講師控室前）

深草学舎：21号館1階ロビー、紫英館各学部教務課フロア、紫光館1階エントランスホール

瀬田学舎：1号館1階エントランスホール、6号館社会学部教務課フロア、9号館農学部教務課前

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階（大阪市北区）

各学舎の申込み窓口・問い合わせ窓口

大宮学舎：文学部教務課（西覺1階）

深草学舎：法学部教務課（紫英館1階）

瀬田学舎：社会学部教務課（6号館1階）

大阪梅田キャンパス：ヒルトンプラザウエストオフィスタワー14階（大阪市北区）

総合窓口

履修証明プログラム「矯正・保護課程（矯正・保護教育プログラム）」全般に関するお問い合わせは、以下のところまでお願いします。

矯正・保護総合センター事務部（深草学舎至心館1階）

電話：075-645-2040、FAX：075-645-2632

ホームページ：<http://rcrc.ryukoku.ac.jp/> e-mail：kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp

II. 2018年度講義日程表

2018年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【深草】

開講学舎	深 草											
科目名	矯正・保護入門		矯正概論		矯正教育学		矯正社会学		矯正心理学		成人矯正処遇	
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間		4単位/45時間		4単位/45時間		4単位/45時間		4単位/45時間		2単位/22.5時間	
担当者	浜井 浩一ほか		木村昭彦/池田静		菱田 律子		服部 達也		榑田 透		池田 静	
開講期	後期		通年		通年		通年		通年		前期	
開講曜講時	木曜日 5講時		水曜日 3講時		月曜日 3講時		土曜日 1・2講時 (隔週開講)		火曜日 2講時		水曜日 4講時	
教室	3-101		21-302 / 21-301		和顔館B201		21-301		2-301		21-603	
前 期	1		1	4/11	1	4/9	1	4/21	1	4/10	1	4/11
	2		2	18	2	16	2		2	17	2	18
	3		3	25	3	23	3	5/12	3	24	3	25
	4		4	5/2	4	30	4		4	5/1	4	5/2
	5		5	9	5	5/7	5	26	5	8	5	9
	6		6	16	6	14	6		6	15	6	16
	7		7	23	7	28	7	6/9	7	22	7	23
	8		8	30	8	6/4	8		8	29	8	30
	9		9	6/6	9	11	9	30	9	6/5	9	6/6
	10		10	13	10	18	10		10	12	10	13
	11		11	20	11	25	11	7/7	11	19	11	20
	12		12	27	12	7/2	12		12	26	12	27
	13		13	7/4	13	9	13	14	13	7/3	13	7/4
	14		14	11	14	16	14		14	10	14	11
	15		15	18	15	23			15	17	15	18
後 期	1	9/20	16	9/26	16	9/24	15	9/22	16	9/25	1	
	2	27	17	10/3	17	10/1	16		17	10/2	2	
	3	10/4	18	10	18	8	17	10/6	18	9	3	
	4	11	19	17	19	15	18		19	16	4	
	5	25	20	24	20	22	19	13	20	23	5	
	6	11/1	21	31	21	29	20		21	30	6	
	7	8	22	11/7	22	11/5	21	11/10	22	11/6	7	
	8	15	23	14	23	12	22		23	13	8	
	9	22	24	21	24	19	23	17	24	20	9	
	10	29	25	28	25	26	24		25	27	10	
	11	12/6	26	12/5	26	12/3	25	12/1	26	12/4	11	
	12	13	27	12	27	10	26		27	11	12	
	13	20	28	19	28	17	27	15	28	18	13	
	14	1/10	29	1/9	29	1/7	28		29	1/8	14	
	15	17	30	16	30	21	29	1/19	30	15	15	

開講学舎	深 草											
科目名	更生保護概論		保護観察処遇		更生保護制度		犯罪学		被害者学		青少年問題	
単位数/受講時間数	4単位/45時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		4単位/45時間		2単位/22.5時間	
担当者	松田 慎一		篠崎 暁人		菅沼登志子		浜井 浩一		池田 正興		浜井 浩一	
開講期	通年		後期		後期		後期		通年		後期	
開講曜講時	火曜日 5講時		土曜日 3・4講時 (隔週開講)		木曜日 2講時		木曜日 2講時		水曜日 2講時		木曜日 4講時	
教室	21-603		21-201		21-303		21-603		22-101		和顔館B203	
前 期	1	4/10							1	4/11		
	2	17							2	18		
	3	24							3	25		
	4	5/1							4	5/2		
	5	8							5	9		
	6	15							6	16		
	7	22							7	23		
	8	29							8	30		
	9	6/5							9	6/6		
	10	12							10	13		
	11	19							11	20		
	12	26							12	27		
	13	7/3							13	7/4		
	14	10							14	11		
	15	17							15	18		
後 期	16	9/25	1	9/22	1	9/15(土曜日・5講時)	1	9/20	16	9/26	1	9/20
	17	10/2	2		2	9/20	2	27	17	10/3	2	27
	18	9	3	10/6	3	27	3	10/4	18	10	3	10/4
	19	16	4		4	10/4	4	11	19	17	4	11
	20	23	5	20	5	11	5	25	20	24	5	25
	21	30	6		6	25	6	11/1	21	31	6	11/1
	22	11/6	7	11/17	7	11/1	7	8	22	11/7	7	8
	23	13	8		8	8	8	15	23	14	8	15
	24	20	9	12/1	9	15	9	22	24	21	9	22
	25	27	10		10	22	10	29	25	28	10	29
	26	12/4	11	15	11	29	11	12/6	26	12/5	11	12/6
	27	11	12		12	12/6	12	13	27	12	12	13
	28	18	13	1/12	13	13	13	20	28	19	13	20
	29	1/8	14		14	1/10	14	1/10	29	1/9	14	1/10
	30	15	15	19(3講時のみ)	15	17	15	17	30	16	15	17

2018年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【大宮】

開講学舎	大 宮			
科目名	矯正心理学		被害者学	
単位数/受講時間数	4単位/45時間		4単位/45時間	
担当者	櫛田 透		池田 正興	
開講期	通年		通年	
開講曜講時	木曜日 2講時		月曜日 3講時	
教室	東覺302		東覺302	
前 期	1	4/12	1	4/9
	2	19	2	16
	3	26	3	23
	4	5/10	4	30
	5	17	5	5/7
	6	24	6	14
	7	31	7	28
	8	6/7	8	6/4
	9	14	9	11
	10	21	10	18
	11	28	11	25
	12	7/5	12	7/2
	13	12	13	9
	14	19	14	16
	15	26	15	23
後 期	16	9/20	16	9/24
	17	27	17	10/1
	18	10/4	18	8
	19	11	19	15
	20	25	20	22
	21	11/1	21	29
	22	8	22	11/5
	23	15	23	12
	24	22	24	19
	25	29	25	26
	26	12/6	26	12/3
	27	13	27	10
	28	20	28	17
	29	1/10	29	1/7
	30	17	30	21

2018年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【瀬田】

開講学舎	瀬田					
科目名	矯正・保護入門	矯正概論A	矯正概論B	矯正教育学A	矯正教育学B	
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	
担当者	浜井 浩一 ほか	島田 佳雄	島田 佳雄	池田 正興	池田 正興	
開講期	後期	前期	後期	前期	後期	
開講曜講時	月曜日 5講時	金曜日 5講時	金曜日 5講時	木曜日 5講時	木曜日 5講時	
教室	3-101	2-103	2-103	8-B101	8-B101	
前期		1	4/13		1	4/12
		2	20		2	19
		3	27		3	26
		4	5/11		4	5/10
		5	18		5	17
		6	25		6	24
		7	6/1		7	31
		8	8		8	6/7
		9	15		9	14
		10	22		10	21
		11	29		11	28
		12	7/6		12	7/5
		13	13		13	12
		14	20		14	19
		15	27		15	26
後期	1	9/24	1	9/21	1	9/20
	2	10/1	2	28	2	27
	3	8	3	10/5	3	10/4
	4	15	4	12	4	11
	5	22	5	19	5	25
	6	29	6	26	6	11/1
	7	11/5	7	11/9	7	8
	8	12	8	16	8	15
	9	19	9	23	9	22
	10	26	10	30	10	29
	11	12/3	11	12/7	11	12/6
	12	10	12	14	12	13
	13	17	13	21	13	20
	14	1/7	14	1/11	14	1/10
	15	21	15	18	15	17

開講学舎	瀬田					
科目名	矯正社会学A	矯正社会学B	矯正心理学A	矯正心理学B	成人矯正処遇	
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	2単位/22.5時間	
担当者	今津 武治	今津 武治	渡邊 進	渡邊 進	池田 静	
開講期	前期	後期	前期	後期	前期	
開講曜講時	水曜日 5講時	水曜日 5講時	土曜日 1・2講時 (隔週開講)	土曜日 1・2講時 (隔週開講)	木曜日 5講時	
教室	8-B101	8-B101	2-111	2-111	2-103	
前期	1	4/11	1	5/12	1	4/12
	2	18	2	26	2	19
	3	25	3	6/2	3	26
	4	5/2	4	16	4	5/10
	5	9	5	30	5	17
	6	23	6	7/7	6	24
	7	30	7	21	7	31
	8	6/2(土曜日)	8	28(2講時のみ)	8	6/7
	9	6	9		9	14
	10	13	10		10	21
	11	20	11		11	28
	12	27	12		12	7/5
	13	7/4	13		13	12
	14	11	14		14	19
	15	18	15		15	26
後期	1	9/26	1	9/22	1	9/20
	2	10/3	2	10/6	2	27
	3	10	3	20	3	10/4
	4	17	4	11/10	4	11
	5	24	5	24	5	25
	6	31	6	12/15	6	11/1
	7	11/7	7	1/12	7	8
	8	14	8		8	15
	9	21	9		9	22
	10	28	10		10	29
	11	12/5	11		11	12/6
	12	12	12		12	13
	13	19	13		13	20
	14	1/9	14		14	1/10
	15	16	15		15	17

2018年度「矯正・保護課程」/「矯正・保護教育プログラム」講義日程表【瀬田】

開講学舎	瀬 田									
科 目 名	更生保護概論A		更生保護概論B		更生保護制度		保護観察処遇		青少年問題	
単位数/受講時間数	2単位/22.5時間		2単位/22.5時間		1単位/12時間		2単位/22.5時間		2単位/22.5時間	
担 当 者	濱島 幸彦		濱島 幸彦		菅沼登志子		西崎 勝則		津島 昌弘	
開 講 期	前期		後期		後期		後期		後期	
開講曜講時	土曜日 3・4講時 (隔週開講)		土曜日 3・4講時 (隔週開講)		水曜日 3・4講時		土曜日 3・4講時 (隔週開講)		火曜日 3講時	
教 室	2-211		2-211		8-102		2-108		8-102	
前 期	1									
	2	4/14								
	3									
	4	5/12								
	5									
	6	26								
	7									
	8	6/2								
	9									
	10	16								
	11									
	12	7/7								
	13									
	14	21								
	15	28(3講時のみ)								
後 期			1	9/29	1	9/26	1	9/22	1	9/25
			2		2		2		2	10/2
			3	10/13	3	10/3	3	10/6	3	9
			4		4		4		4	16
			5	11/10	5	10/10	5	20	5	23
			6		6		6		6	30
			7	24	7	17	7	11/10	7	11/6
			8		8		8		8	13
			9	12/8			9	24	9	20
			10				10		10	27
			11	22			11	12/8	11	12/4
			12				12		12	11
			13	1/12			13	22	13	18
			14				14		14	1/8
			15	19(3講時のみ)				15	1/12(4講時のみ)	

Ⅲ. 特別研修講座「矯正・保護課程」／
「矯正・保護教育プログラム」
履修推奨モデル

特別研修講座「矯正・保護課程」／「矯正・保護教育プログラム」履修推奨モデル

学舎	1年次		2年次		3年次		4年次	
	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7・8セメ	
深草		矯正・ 保護入門	矯正概論 更生保護概論 矯正教育学		矯正心理学 矯正社会学 被害者学			
				犯罪学 更生保護制度	成人矯正処遇	保護観察処遇 矯正医学* 青少年問題		
大宮					矯正心理学 被害者学			
瀬田		矯正・ 保護入門	矯正概論A 更生保護概論A 矯正教育学A	矯正概論B 更生保護概論B 矯正教育学B	矯正心理学A 矯正社会学A 成人矯正処遇	矯正心理学B 矯正社会学B 保護観察処遇 更生保護制度 青少年問題		
共通			施設 参 観					

※2018年度は不開講。

IV. シラバス（講義概要・授業計画等）

授 業 科 目	矯正・保護入門	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授 他
授 業 テ ー マ	犯罪・非行の現場で働く人たちとその仕事			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第5講時（後期） 〈瀬田学舎〉月曜日第5講時（後期）			

講義概要

現代日本の刑事政策上の大きな問題の一つに刑事司法の縦割りの弊害がある。犯罪者は警察に検挙され、検察に起訴され、裁判所で判決を受けて、刑務所に収容され、そこを仮釈放されると保護観察所で指導・監督を受ける。しかし、実は、これらの機関は独立して業務を遂行することが多く、あまり連携は進んでいない。そこで働く人たちもお互いのことを意外と知らない。特に、判決後を担当する矯正・保護の目的は犯罪者の更生であるが、判決まではあまり更生を意識しない。ここに、日本の司法が抱える大きな問題がある。矯正・保護に限らないが、効果的な犯罪者処遇を実施するためには、刑事司法全体の中でのそれぞれの機関の役割を理解することが不可欠である。

本科目は、少年司法を含む日本の刑事司法システム全体を概観することで、矯正・保護がそのどこに位置づけられ、どのような役割を果たすことが期待されているのかを理解することを目的とする。その際に、刑事司法システムの流れに沿って、それぞれの刑事司法機関で働く人とその仕事内容に焦点を当てることで具体的な仕事のイメージを描くことができるように講義を行う。具体的には、卒業生などを外部講師として招いたり、映像資料などを利用したりしながら警察で働く警察官、検察庁で働く検察官・検察事務官、裁判所で働く裁判官・裁判所書記官・事務官・家庭裁判所調査官、刑務官、保護観察官、法務教官・技官など、刑事司法機関で働く人とその仕事内容を紹介する。

加えて、将来の職業選択の参考となるように、警察官等それぞれの採用試験や研修の仕組みなどについても併せて講義を行う。

講義計画

深草学舎

1回目	福島 至	日本の刑事司法（刑事手続を含む全体像を概観）
2回目	福島 至	警察と警察官の仕事
3回目	福島 至	検察とそこで働く人たちの仕事
4回目	石塚 伸一	裁判所とそこで働く人たちの仕事
5回目	石塚 伸一	弁護士の仕事
6回目	畠山 晃朗	刑事施設とそこで働く刑務官の仕事
7回目	松田 慎一	保護観察所と保護観察官・保護司の仕事
8回目	笠井 賢紀	刑事司法・少年司法を支えるボランティアの仕事
9回目	笠井 賢紀	刑事司法・少年司法と連携する医療や福祉の仕事
10回目	黒川雅代子	児童相談所や児童自立支援施設で働く人の仕事
11回目	浜井 浩一	日本の少年司法（少年審判を含む全体像を概観）
12回目	浜井 浩一	家庭裁判所とそこで働く裁判官や家庭裁判所調査官の仕事
13回目	浜井 浩一	少年鑑別所や少年院で働く法務教官・技官の仕事
14回目	石塚 伸一	刑事司法・少年司法の歴史
15回目	石塚 伸一	刑事司法・少年司法と法

瀬田学舎

1回目	福島 至	日本の刑事司法（刑事手続を含む全体像を概観）
2回目	福島 至	警察と警察官の仕事
3回目	福島 至	検察とそこで働く人たちの仕事
4回目	石塚 伸一	裁判所とそこで働く人たちの仕事
5回目	石塚 伸一	弁護士の仕事
6回目	池田 静	刑事施設とそこで働く刑務官の仕事
7回目	松田 慎一	保護観察所と保護観察官・保護司の仕事
8回目	黒川雅代子	児童相談所や児童自立支援施設で働く人の仕事
9回目	笠井 賢紀	刑事司法・少年司法を支えるボランティアの仕事
10回目	笠井 賢紀	刑事司法・少年司法と連携する医療や福祉の仕事
11回目	浜井 浩一	日本の少年司法（少年審判を含む全体像を概観）
12回目	浜井 浩一	家庭裁判所とそこで働く裁判官や家庭裁判所調査官の仕事
13回目	浜井 浩一	少年鑑別所や少年院で働く法務教官・技官の仕事
14回目	石塚 伸一	刑事司法・少年司法の歴史
15回目	石塚 伸一	刑事司法・少年司法と法

到達目標

刑事司法に関係する具体的な職業とその仕事の中身を通して、刑事司法の全体像を理解するとともに、将来の進路について具体的な選択肢を提供する。

講義方法

複数の担当者によるリレー講義形式で進めます。卒業生で刑事司法に就職した人の講話やDVDを使って具体的な仕事の中身を中心に講義します。

授業時間外における予・復習等の指示

DVDの感想など講義時に指示します。

系統的履修

矯正・保護課程の科目をより深く理解できるように準備した入門講座です。できるだけ早い段階で受講してください。

成績評価の方法

定期試験（100%）のみで評価する。

※授業に於いては毎回出席を確認します。定期試験の持込は犯罪白書等教科書・参考書のみ可で、その他コピー不可・レジュメ不可・ノート不可なので気をつけてください。

テキスト

法務省法務総合研究所『犯罪白書』

参考文献

浜井浩一『2円で刑務所、5億で執行猶予』（光文社新書）、荻上チキ・浜井浩一『新犯罪論』（現代人文社）

履修上の注意・担当者からの一言

具体的な職業を通して刑事司法を理解する科目ですが、進路の選択肢が見つかるかもしれません。それぞれの職業の階級や出世の方法などもこっそり教えます。

授 業 科 目	矯正概論 (文・法・政策学部の3年生以上、社会人等本学学生以外の方を対象)	4単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	木 村 昭 彦 元 高松矯正管区長 龍谷大学法学部客員教授
授 業 テ ー マ	矯正施設の組織と業務及び被収容者の処遇			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第3講時(通年)			

講義概要

犯罪のない明るい社会を作ることは国民の悲願である。しかし、現実には毎日のように凶悪な犯罪記事が紙上をにぎわしており、犯罪などを撲滅するに至っていない。そこで、日本の安心・安全な社会を実現するために、各種政策が実施されている。

我が国の治安を支える刑事司法手続は、警察・検察・裁判・矯正・更生保護の分野から成り立っており、その内、矯正の役割は、被収容者を施設に収容し基本的な人権を尊重しつつ、その特性に応じた改善指導等の適切な矯正処遇を実施し、社会復帰を目指すことにある。特に、受刑者の大半がいずれは社会に戻っていくことを前提に、社会復帰に向けた取組が重要であるといわれている。このように矯正に期待された役割がどのように展開されているのかを関係法令と実務に即した観点から解説したい。

講義計画

1回目	総論	16回目	法務省の組織と業務
2回目	矯正の意義	17回目	刑事施設の組織と業務
3回目	矯正の基本法	18回目	少年施設の組織と業務
4回目	刑事施設の運営等	19回目	矯正を支える民間協力者
5回目	刑事施設の収容手続等	20回目	矯正職員論
6回目	刑事施設の物品等の取扱い	21回目	サービス
7回目	刑事施設の医療、宗教等	22回目	刑事施設の警備体制
8回目	刑事施設の規律・秩序等	23回目	再犯防止の取組①
9回目	刑事施設の矯正処遇	24回目	再犯防止の取組②
10回目	刑事施設の外部交通	25回目	再犯防止の取組③
11回目	刑事施設の賞罰、不服等	26回目	矯正の開放処遇
12回目	少年矯正の運営等	27回目	PFIと公共サービス改革法
13回目	少年院の役割	28回目	矯正の歴史
14回目	少年鑑別所の役割	29回目	矯正の収容動向
15回目	地域援助業務等	30回目	矯正の課題と展望

到達目標

矯正施設と矯正業務の理解、矯正職員希望者の開拓と指導等。

講義方法

矯正業務の理解を進めるために、できるだけ新しい関係資料やDVD等を活用して、また、矯正職員としての私自身の経験談を交えながら、分かりやすい講義にしたい。なお、質問や疑問等については、出席票の裏に記載してもらい、次の講義等の際、回答や解説をして理解を深めてもらいたい。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

系統的履修

少年矯正の分野に関心のある方や法務教官等を希望する方は、矯正教育学、矯正社会学、矯正心理学、矯正医学、犯罪学、被害者学等を受講し、また、成人矯正の分野に関心のある方や刑務官を希望する方は、成人矯正処遇等を受講していただきたい。

成績評価の方法

レポート試験(70%)、平常点(出席状況・態度等)及び施設参観(30%)。理論だけでなく実務から得た知識と経験を理解してもらいたいので、出席と施設参観を重視する。

テキスト

法務省矯正局『矯正の現状』(法曹会)

参考文献

法務省矯正研修所編『成人矯正法』(矯正協会)、同『少年矯正法』(矯正協会)、法務総合研究所『犯罪白書』、法務省矯正局『矯正の現状』(法曹時報)等

履修上の注意・担当者からの一言

理論だけでなく、実務的な運用や視点等を中心とした解説が多くなることから、自分の目で矯正の現場をみていただきたい。特に、施設の運営や処遇場面等をみる機会は貴重なものと考えるので、施設参観には是非参加していただきたい。また、質問や疑問等はとても重要であるので、可能な限り回答や解説をすることとしたい。将来、矯正職員を目指す方には、必要な指導や助言等を行いたいと考えている。

授 業 科 目	矯正概論 (文学部・法学部・政策学部2年生のみ対象)	4単位 (本学学生)	担 当 者	池 田 静 元 京都刑務所長
授 業 テ ー マ	矯正施設等の組織と業務及び被収容者の処遇等			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第3講時(通年)			

講義概要

犯罪のない明るい社会を作ることは国民の悲願である。しかし、現実には毎日のように凶悪な犯罪記事が紙上をにぎわしている。そこで犯罪者や非行少年を、刑務所、少年刑務所、拘留所等の刑事施設や少年院、少年鑑別所等の矯正施設に収容し、一般社会から隔離して、改善更生と社会復帰を目指して、適切な矯正教育が実施されている。日本の刑事司法制度は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護の分野から成り立っており、その内、犯罪者や非行少年の施設内での処遇を受け持っているのが矯正施設である。日本の矯正施設では、約半世紀以上の間、暴動などの大きな事故は起こっていないという世界に類を見ない安定的な運営がなされてきた。その原因は、士気旺盛で優秀な矯正職員と刑務作業の安定的な運営にあるといわれている。

そんな中、念願であった監獄法が改正、更には少年院法の全面改正並びに少年鑑別所法の制定等新しい法制下での矯正行政へと大きく変革をとげようとしている。この授業は、こうした状況下における矯正施設の現状と問題点等について講師の長年の現場施設での勤務経験を通じ、更には矯正施設に関するビデオ等の各種資料に基づき解説するとともに矯正の将来をも展望したい。

講義計画

1回目	矯正の現状	16回目	刑事施設(刑事施設の意義)
2回目	矯正の意義	17～19回目	刑事施設(規律の維持)
3～5回目	矯正の歴史	20、21回目	刑事施設(不服申立て)
6、7回目	矯正に関する法律	22回目	刑事施設(未決被収容者等の処遇)
8回目	矯正の機構	23～26回目	刑事施設(受刑者の処遇)
9～11回目	矯正の組織	27～29回目	少年院
12、13回目	矯正の業務	30回目	少年鑑別所
14、15回目	矯正の職員と予算		

到達目標

矯正施設の理解。

講義方法

あらかじめ配布するレジュメに基づいて説明する。出来るだけ関係資料やビデオ等のOA機器の活用により、分かりやすく矯正施設のことを解説したり、講師の体験談を交え、興味深い講義をしたいと考えている。

毎年、受講生が多いので、討議方式の授業は行わないが質問は歓迎する。もし講義時間中に質疑が出来ない時には、出席票の裏に質疑を書いてもらい、次回の講義の際に、その回答や解説をすることとして、理解を深めてもらうこととしたい。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としない。ただ、夏季及び春季に計画される施設参観にはぜひとも参加するようにしていただきたい。

系統的履修

矯正・保護課程の各科目、特に少年施設に関心のある方は、矯正教育学、矯正社会学、矯正心理学、矯正医学、犯罪学、被害者学等を受講してもらいたい。また、刑事施設に関心のある方は、成人矯正処遇を受講してもらいたい。

成績評価の方法

レポート(70%)、平常点(出席状況、態度等)(30%)。理論だけでなく実務から得た知識と経験を理解してもらいたいので、出席を重視する。また、実際に自分の目で施設を見てもらいたいので、施設参観の出席者は若干の加点を考慮する。

テキスト

レジュメを配付するので、講義時には必ず持参のこと。

参考文献

『刑事政策』(矯正協会)、『成人矯正法』(矯正協会)、『矯正の現状』(矯正局)、『犯罪白書』、『刑政』を参考とする。

履修上の注意・担当者からの一言

長年にわたる矯正職員としての体験談等を紹介し、受講生の皆さんから矯正職員となることを希望する方が沢山出ることを期待する。そのため、必要に応じ法務教官や刑務官採用試験の受験指導や、これらの試験合格者に、採用面接等の指導を別途行う。

授 業 科 目	矯正概論 A	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	島 田 佳 雄 元 京都刑務所長
授 業 テ ー マ	矯正関係法令及び国際準則と犯罪者、非行少年の処遇			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉金曜日第 5 講時 (前期)			

講義概要

矯正とは、刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所における施設内処遇をいう。

この行政分野は、被収容者を収容して、その改善更生及び社会復帰を図るための処遇を行う重要な役割を担っており、憲法の下に法令の規定に基づいて行わなければならない。また、近年は、国際的な動向として、人権関係条約や国際連合の諸決議において、被収容者の権利自由の保護の要請に配慮しつつ、矯正関係法令を適正に解釈運用することが求められている。本講座では、被収容者処遇に関する国際的な動向を紹介しつつ、現行の矯正関係法令と犯罪者処遇の実情が体系的に理解できるように、実務経験を踏まえて、分かりやすく解説することとしたい。

講義計画

1 回目	導入等	9 回目	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
2 回目	「矯正」とは？ 位置付け (1)	10 回目	少年院法・少年鑑別所法
3 回目	「矯正」とは？ 位置付け (2)	11 回目	施設内処遇と社会内処遇の連携
4 回目	「少年矯正」とは？ 位置付け	12 回目	処遇の個別化等
5 回目	矯正の組織と予算	13 回目	刑務作業 就労支援
6 回目	矯正の現状と課題	14 回目	矯正とボランティア
7 回目	再犯防止にむけた総合対策	15 回目	矯正と裁判・国際準則
8 回目	矯正職員		

到達目標

犯罪者及び非行少年に対する施設内処遇の制度、現状及び問題点について、基礎的な知識を習得する。

講義方法

- 1 レジュメ及び資料に基づき、講義する。
- 2 実務上の問題点について、処遇事例、裁判例、国際的な動向等を提示して解説した上、具体的問題を討議する。
- 3 DVD等を視聴する機会を設けて問題意識を深める。

授業時間外における予・復習等の指示

施設参観の機会があれば参加し、実際の刑務所、少年院、少年鑑別所を見ることが望ましい。

系統的履修

本概論とともに、矯正教育学、矯正社会学、矯正心理学、成人矯正処遇、更生保護概論等を履修していけば、更に理解が深まる。

成績評価の方法

平常点 (出席状況及び受講時の発言、態度を評価する) (30%)、レポート (内容を評価する) (70%)。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『平成29年版犯罪白書』(日経印刷株式会社)。(犯罪白書は、法務省HPで閲覧・ダウンロードが可能です。)

履修上の注意・担当者からの一言

刑事手続の変革の中で、刑事施設の被収容者の処遇について、平成19年6月から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行されています。また、少年矯正についても、平成27年には新しい少年院法、少年鑑別所法が施行され、矯正の役割が明確になり、矯正行政の内容が大きく変わってきています。矯正の実務家、研究者を目指す人、様々な観点から矯正に関心を持つ人は、矯正関係法令の概要を理解し、現在、どのような処遇が行われ、何が問題とされているのか、人権関係条約や国連準則との関係はどうなっているのかについて、基礎的な知識を得ておく必要があります。矯正概論を学ぶことによって、矯正教育学、矯正社会学、矯正心理学等の必要性もよく理解することができるでしょう。

授 業 科 目	矯正概論 B	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	島 田 佳 雄 元 京都刑務所長
授 業 テ ー マ	犯罪者、非行少年の処遇の現状等			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉金曜日第 5 講時（後期）			

講義概要

平成24年7月に政府が発表した「再犯防止に向けた総合対策」では、刑務所出所者等について、「広く国民に理解され、支えられた社会復帰」の実現が重要課題とされ、矯正・保護について具体的目標が設定された。我が国の矯正は、被収容者の数に比べ比較的少ない職員で効率的な施設運営と被収容者処遇を実現してきたが、今や、再犯、再非行の防止という国の重要課題に向けて、更生保護、社会福祉諸機関等との緊密な連携に基づく具体的成果を求められている。

本講座では、刑事司法手続等における矯正の位置を確認するとともに、様々な被収容者の類型ごとの処遇を取り上げ、犯罪者、非行少年の社会復帰に向けた処遇の現状と直面する問題点が具体的に理解できるように、実務経験を踏まえて、分かりやすく解説することとしたい。

講義計画

1 回目	導入等	9 回目	薬物犯罪者の処遇
2 回目	「刑事司法手続」と矯正（1）	10 回目	高齢者受刑者の処遇
3 回目	「刑事司法手続」と矯正（2）	11 回目	精神障害のある者の処遇・矯正医療
4 回目	「非行少年の手続」と少年矯正	12 回目	女性受刑者の処遇
5 回目	未決被収容者等の処遇	13 回目	外国人被収容者の処遇
6 回目	青少年の処遇	14 回目	暴力団関係被収容者の処遇、矯正の事故
7 回目	犯罪被害者と矯正	15 回目	修復的司法、社会奉仕命令、新たな動向
8 回目	性犯罪者の処遇		

到達目標

矯正の法令、制度の理解をもとに犯罪者及び非行少年の類型ごとの処遇に内容を進め、施設内処遇の制度、現状及び問題点について、基礎的な知識を習得する。

講義方法

- 1 レジュメ及び資料に基づき、講義する。
- 2 実務上の問題点について、処遇事例、裁判事例等を提示した上、具体的問題を検討する。
- 3 DVD等を視聴する機会を設けて問題意識を深める。

授業時間外における予・復習等の指示

施設参観の機会があれば参加し、実際の刑務所、少年院、少年鑑別所を見ることが望ましい。

系統的履修

本概論とともに、矯正教育学、矯正社会学、矯正心理学、成人矯正処遇、更生保護概論等を履修していけば、更に理解が深まる。

成績評価の方法

平常点（出席状況及び受講時の発言、態度を評価する）（30%）、レポート（内容を評価する）（70%）。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『平成29年版犯罪白書』（日経印刷株式会社）。〈犯罪白書は、法務省HPで閲覧、ダウンロードが可能です。〉

履修上の注意・担当者からの一言

受刑者及び非行少年の処遇を行うに当たっては、矯正施設の適正な運営を図り、その人権を尊重しつつ、資質及び環境に応じて社会復帰に必要な処遇を計画的に行うことが重要です。さらに、上で述べたように、再犯、再非行の防止について具体的成果が求められていますが、その実現には多くの問題点もあります。本講座では、さまざまなタイプの受刑者、非行少年の処遇を具体的に取り上げますので、その現状と課題を理解し、今後の方向について考えてみましょう。

概ね矯正概論Aに続く内容にするようにしていますが、本概論Bから始める人にも、基本的となる矯正の位置付けが分かるように導入部等矯正概論Aと重複するところもあります。

矯正概論Aを履修し、引き続き本概論Bを履修する人にはより深く理解できるよう重複する部分について工夫していきたいと考えています。

授 業 科 目	矯正教育学	4単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	菱 田 律 子 元 浪速少年院長
授 業 テ ー マ	少年院教育の実際及び少年非行の諸相			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉月曜日第3講時（通年）			

講義概要

少年院教育の実際及び少年非行の諸相について、具体的にわかりやすく講義し、法務教官・教師・児童福祉関係者等青少年の健全育成に関わる人材の育成に寄与したいと考えています。

講義計画

1回目	はじめに	16回目	矯正教育小史①	少年法と矯正院の誕生
2回目	非行少年の処遇① 少年法入門	17回目	矯正教育小史②	現行少年法
3回目	非行少年の処遇② 少年鑑別所	18回目	矯正教育小史③	少年事件①
4回目	非行少年の処遇③ 更生保護	19回目	矯正教育小史④	少年事件②
5回目	非行少年の処遇④ 児童福祉	20回目	矯正教育小史⑤	少年事件③
6回目	非行少年の処遇⑤	21回目	矯正教育小史⑥	改正少年法
7回目	矯正教育の実際① 少年院法	22回目	少年非行の諸相①	薬物
8回目	矯正教育の実際② 生活指導	23回目	少年非行の諸相②	窃盗
9回目	矯正教育の実際③ 職業指導・教科指導	24回目	少年非行の諸相③	暴力
10回目	矯正教育の実際④ 体育指導・特別活動指導	25回目	少年非行の諸相④	性
11回目	矯正教育の実際⑤ 保護者	26回目	少年非行の諸相⑤	家族
12回目	矯正教育の実際⑥ 被害者	27回目	少年非行の諸相⑥	発達障害
13回目	矯正教育の実際⑦ 矯正教育計画・成績評価	28回目	少年非行の諸相⑦	女子非行
14回目	矯正教育の実際⑧ 個別担任	29回目	少年非行の諸相⑧	その他
15回目	前期のまとめ	30回目	後期のまとめ	おわりに

到達目標

少年院教育の実際及び少年非行の諸相について、理解の定着を到達目標とします。

講義方法

パワーポイントを活用、事例を多く取り入れ、具体的でわかりやすい講義を目指します。

授業時間外における予・復習等の指示

パワーポイントの資料は配付しますので、復習に活用してください。

成績評価の方法

平常点（出席状況と受講態度を重視します）（70%）、レポート（期末にレポートの提出を求めます）（30%）。

テキスト

法務総合研究所編『犯罪白書』（昭和情報プロセス株式会社）

参考文献

講義（配付資料）の中で適宜、紹介します。

履修上の注意・担当者からの一言

実務経験に基づいた具体的でわかりやすい講義にしたいと考えていますので、質問を歓迎します。

授 業 科 目	矯正教育学 A	2 単 位 / 22.5 時 間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	池 田 正 興 元 人吉農芸学院長
授 業 テ ー マ	少年院における矯正教育・総論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉木曜日第 5 講時 (前期)			

講義概要

矯正教育は刑事政策・福祉政策の分野に属するものの、犯罪・非行少年が健全な大人として、変容、成長して行くことを目的とし、目指す限りにおいて、優れて教育の分野における意義と意味は深いといわれる。

矯正教育の目的、意義、体系について理解するとともに、「育て直し・生き直し」する犯罪・非行少年の実情やその教育の内容・方法の実情に触れ、矯正教育課程の教育機能性や意味についての考察を行う。

講義計画

- 1 回目 矯正教育の主体と客体
- 2 回目 基準教育課程に係る関係法令等
- 3 回目 実践教育課程に係る関係法令等
- 4 回目 犯罪非行少年の処遇の流れ
- 5 回目 少年保護制度の歴史・沿革
- 6 回目 子供に関する条約、拘禁に関する国際基準等
- 7 回目 平成年間の収容動向等
- 8 回目 犯罪・非行少年の態様・変化
- 9 回目 家庭、家族、就学、就労の諸問題
- 10 回目 被収容少年の教育と学校教育対象少年の考察
- 11 回目 各指導領域の体系化
- 12 回目 教育課程・指導領域の特色化
- 13 回目 「少年 A - 絶歌」等から矯正教育を見る
- 14 回目 法改正に見る厳罰化、重罰化の風潮等について
- 15 回目 前期まとめ・補足

到達目標

少年非行の概要と非行少年の立ち直りのためのシステム、特に少年院について理解してもらう。

講義方法

DVD等、各種資料による説明及び講義レジュメを配付の上、実施する。

成績評価の方法

平常点 (出席状況等) (30%)、レポート (授業の中で提出を求める小レポート) (30%)、定期試験 (筆答試験又はレポート試験) (40%)。

テキスト

資料を配付いたします。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正教育学』(財矯正協会)、法務省矯正研修所編『研修教材 矯正心理学』(財矯正協会)、法務省法務総合研究所編『犯罪白書』、法務省『新しい少年院法と少年鑑別所法』(財矯正協会)

履修上の注意・担当者からの一言

非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における教育の体系を社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。

少年院法の全面改正、少年鑑別所法が制定されたところでもあり、この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えることを願うしだいです。

授 業 科 目	矯正教育学B	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	池 田 正 興 元 人吉農芸学院長
授 業 テ ー マ	少年院における矯正教育・各論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉木曜日第5講時（後期）			

講義概要

矯正教育は刑事政策・福祉政策の分野に属するものの、犯罪・非行少年が健全な大人として、変容、成長して行くことを目的とし、目指す限りにおいて、優れて教育の分野における意義と意味は深いといわれる。

矯正教育の目的、意義、体系について理解するとともに、「育て直し・生き直し」する犯罪・非行少年の実情やその教育の内容・方法の実情に触れ、矯正教育課程の教育機能性や意味についての考察を行う。

講義計画

- 1回目 被収容少年の生育史（被収容者の遡及的生活環境等について）
- 2回目 教育思潮（ゼロトレランスの思潮と矯正教育）
- 3回目 収容教育の態様（社会内教育と施設内教育のメリット・デメリット）
- 4回目 道徳教育と矯正教育
- 5回目 褒め方叱り方（少年院の賞罰）
- 6回目 教育環境の問題（犯罪・非行少年の非行化要因等）
- 7回目 資質・性格・行動傾向（人格教育の態様・環境の考察）
- 8回目 矯正教育の内容及び方法 具体的方法の演習①
- 9回目 矯正教育の内容及び方法 具体的方法の演習②
- 10回目 矯正教育の内容及び方法 具体的方法の演習③
- 11回目 矯正教育の内容及び方法 具体的方法の演習④
- 12回目 矯正教育の内容及び方法 具体的方法の演習⑤
- 13回目 加害と被害の修復性（加害者、被害者の修復性の帰結は何か）
- 14回目 矯正教育の評価（教育評価の意義と意味〈教育の主体と客体の関係から〉）
- 15回目 後期まとめ・補足

到達目標

少年院における矯正教育の教育内容及び方法並びに教育評価について、理解してもらう。

講義方法

DVD等、各種資料による説明及び講義レジュメを配付の上、実施する。

成績評価の方法

平常点（出席状況等）（30%）、レポート（授業の中で提出を求める小レポート）（30%）、定期試験（筆答試験又はレポート試験）（40%）。

テキスト

資料を配付いたします。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正教育学』『研修教材 矯正心理学』（財矯正協会）、川崎道子ほか『矯正処遇技法ガイドブック』（財矯正協会）、法務省『新しい少年院法と少年鑑別所法』（財矯正協会）。

履修上の注意・担当者からの一言

非行少年にかかわるという業務の特殊性から、ともすると少年院における教育の体系を社会に説明し、また発信することに積極的でなかったため、必ずしも矯正教育の内容が世間に正しく伝えられていなかったきらいがなくはないと思います。

少年院法の全面改正、少年鑑別所法が制定されたところでもあり、この講義を通じて、矯正教育への理解者がひとりでも多く増えることを願うしだいです。

授 業 科 目	矯正社会学	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	服 部 達 也 四国少年院長
授 業 テ ー マ	少年非行を取り巻く諸問題とその社会背景・病理の解明及び社会復帰支援の現状と課題			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第1・2講時（通年 隔週開講）			

講義概要

本講義においては、少年非行に関する様々な問題点について、その社会背景を解き明かしていくことで明らかにしつつ、非行少年に対する施設内処遇、保護・福祉・教育等の関係機関との連携や社会復帰支援に関する現状と課題を紹介することを通じて社会が今日抱える青少年問題及びこれに関連する我が国の社会病理とは何かについて考察する。

講義計画

- 1 回目 少年犯罪・非行の現状と社会背景・病理との関係①
- 2 回目 少年犯罪・非行の現状と社会背景・病理との関係②
- 3 回目 少年犯罪・非行の現状と社会背景・病理との関係③
- 4 回目 少年犯罪・非行の現状と社会背景・病理との関係④
- 5 回目 少年犯罪・非行の現状と社会背景・病理との関係⑤
- 6 回目 少年保護・支援の内容と今日的課題（社会学的考察の立場から）①
- 7 回目 少年保護・支援の内容と今日的課題（社会学的考察の立場から）②
- 8 回目 少年保護・支援の内容と今日的課題（社会学的考察の立場から）③
- 9 回目 少年保護・支援の内容と今日的課題（社会学的考察の立場から）④
- 10 回目 犯罪者・非行少年の社会復帰の上での困難要因と社会背景・病理との関係（社会学的考察の立場から）①
- 11 回目 犯罪者・非行少年の社会復帰の上での困難要因と社会背景・病理との関係（社会学的考察の立場から）②
- 12 回目 少年保護法制の現状と課題（社会学的考察の立場から）①
- 13 回目 少年保護法制の現状と課題（社会学的考察の立場から）②
- 14 回目 若年層に対するこれからの刑事法制と社会政策の在り方について
- 15 回目 全講義を通じての質疑応答・討議

到達目標

少年非行に関する諸問題とその社会的背景について理解を深める。

講義方法

講義（授業）形式が中心となりますが、適宜VTRや各種資料を活用します。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

成績評価の方法

平常点（出席状況・態度等）70%、レポート30%

テキスト

特にありません。

参考文献

- 岩波書店『犯罪をどう防ぐか』（浜井浩一）
 有斐閣ブックス『犯罪・非行の社会学』（岡邊 健）
 現代人文社『非行少年のためにつなごう！』（岡田行雄）

履修上の注意・担当者からの一言

講義中心にしながら、ビデオ教材の視聴や講義内容に関連するゲストスピーカーによる特別講義等も導入しつつ、受講者の関心や問題意識に即した授業を展開したいと考えています。

なお、上記のとおり出席重視としますが、単に出席の多寡のみではなく、毎回の受講態度・姿勢（他学生に迷惑を及ぼす私語の有無等）の真しさを毎回提出させる「講義感想文」の内容の充実度も学年末の成績評価においてかなり重視・反映させますので、真剣な態度・姿勢で受講して下さい。

授 業 科 目	矯正社会学 A	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	今 津 武 治 元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	非行少年に係る社会と少年院			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第5講時（前期）			

講義概要

非行少年とはどういう者のことをいうのか、彼・彼女らにはどのような特徴や傾向があるのか、彼・彼女らに対して我が国ではどのような手続きや働き掛けがなされ、どのような結果が見られるのか等について、統計データや少年院における処遇現場での実務経験を通して考えてみたいと思います。そして、後半には、約65年振りに抜本的に改正された少年院法等や事例研究における具体的なケースについても触れてみたいと考えています。

講義計画

1 回目	非行の動向	(1) 非行少年に対する手続きの流れ
2 回目	〃	(2) 統計から見る日本の少年非行
3 回目	〃	(3) 少年院出院者の更生と再犯
4 回目	非行と文化	(1) 非行少年の特徴と傾向1
5 回目	〃	(2) 非行少年の特徴と傾向2
6 回目	〃	(3) 非行少年に対するマスコミと地域社会の視点
7 回目	少年矯正施設	(1) 少年院と少年鑑別所
8 回目	〃	(2) 少年院における矯正教育
9 回目	〃	(3) 少年院における生活
10回目	少年院法等改正	(1) 改正の経緯と概要
11回目	〃	(2) 改正前と改正後1
12回目	〃	(3) 改正前と改正後2
13回目	事例研究	(1) 事例研究1
14回目	〃	(2) 事例研究2
15回目	〃	(3) 事例研究3

到達目標

少年矯正施設（少年院、少年鑑別所）を中心として、幅広い視点から矯正施設の社会的役割や少年非行問題の実状について理解できるようになる。

講義方法

図表や視聴覚教材を積極的に活用し、質問等も講義の最後に時間を設けたり、毎回配付する「出席票」に記載する形で積極的に受け付け、フィードバックしていきます。

授業時間外における予・復習等の指示

講義の後半には改正少年院法等についても触れる予定です。事前に改正前と改正後（法務省のHPで公開されています。）の条文に目を通しておいて下さい。また、講義の中で説明するキーワードの意味や関係などについては、適宜、資料を配付するので、それを基に予・復習に努め、講義に臨む様にして下さい。

系統的履修

矯正・保護入門、矯正教育学、矯正心理学、矯正医学、青少年問題。

成績評価の方法

平常点（出席状況・受講態度等）50%、適時の小テスト50%の割合で評価する。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正社会学』
法務省法務総合研究所編『犯罪白書』

履修上の注意・担当者からの一言

統計データは参考文献にある『犯罪白書』を活用します。その平成23年版では「少年・若年犯罪者の実態と再犯防止」と題する特集が組まれており、これについても触れてみたいと思います。数字的なデータは客観性を担保しやすい面を持っていますが、そのベースとなっているものはあくまでも個々の人間であるということを忘れず、先入観を排し、冷静で謙虚な科学的視点を大切にするように努めたいと思っています。

事例研究では現実的なケースだけではなく、視聴覚教材を活用し、例えば映画やドラマなどで取り上げられたテーマや価値観についても幅広く触れてみようと考えています。

授 業 科 目	矯正社会学 B	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	今 津 武 治 元 交野女子学院長
授 業 テ ー マ	少年院における法務教官と在院少年			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第 5 講時 (後期)			

講義概要

少年院に収容されている少年たちは加害者としての側面を持っていますが、生育歴をみると、虐待やネグレクト、イジメなどの被害体験を有していたり、必要とされる働き掛けの機会に恵まれなかった者も少なくはありません。

また、他人を理解し、受容・共感することは人間社会において大切なことであり、特に教育の現場ではそれがより求められることと思います。しかし、矯正教育の対象者は非行をはじめとする様々な問題性を抱えており、その非行性や問題性までも受容し、共感してしまえば弊害が生じてしまいます。

このような面を踏まえて、少年院における法務教官及び在院少年の諸関係について考えてみたいと思います。

講義計画

- | | | |
|-------|-------------------------------------|---------------|
| 1 回目 | 矯正施設における集団 | |
| 2 回目 | 矯正施設における文化 | |
| 3 回目 | 矯正施設におけるパーソナリティー | |
| 4 回目 | 少年院における矯正教育と教育学 | |
| 5 回目 | 少年院教育の構造 | |
| 6 回目 | 少年院在院少年の語りと内面 | (1) 変容から更生へ |
| 7 回目 | 〃 | (2) 演技から役割へ |
| 8 回目 | 少年院における指導の過程 | (1) 集団指導と個別指導 |
| 9 回目 | 〃 | (2) 生活指導 |
| 10 回目 | 少年院における評価の活用 | |
| 11 回目 | 施設内処遇から社会内処遇へ | |
| 12 回目 | 少年院教育の可能性と限界 | |
| 13 回目 | 逸脱と統制の社会学 1 (古典派と実証主義、シカゴ学派と社会解体論) | |
| 14 回目 | 逸脱と統制の社会学 2 (アノミーと緊張理論、非行サブカルチャー理論) | |
| 15 回目 | 逸脱と統制の社会学 3 (ラベリング論、統制理論と社会的絆理論) | |

到達目標

少年施設 (少年院、少年鑑別所) を中心として、幅広い視点から矯正施設の機能や矯正職員の役割についての理解を深めるとともに、非行少年の問題性に応じた働き掛けについて具体的に論述できるようになる。

講義方法

図表や視聴覚教材を積極的に活用し、質問等も講義の最後に時間を設けたり、毎回配付する「出席票」に記載する形で積極的に受け付け、フィードバックしていきます。

授業時間外における予・復習等の指示

講義の中で説明したキーワードの意味や関係などについては、適宜、資料を配付するので、それを基に予・復習に努め、講義に臨む様にして下さい。

系統的履修

矯正・保護入門、矯正教育学、矯正心理学、矯正医学、青少年問題、矯正社会学 A。

成績評価の方法

平常点 (出席状況・受講態度等) 50%、適時の小テスト 50% の割合で評価する。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務省矯正研修所編『研修教材 矯正社会学』
 広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹編『現代日本の少年院教育—質的調査を通して—』(名古屋大学出版会)

履修上の注意・担当者からの一言

少年院は矯正施設という性格上、外部からの実証的な検討がされにくいという面を持っていますが、ここでは、教育学や社会学関係の大学研究者たちのグループが、少年院の処遇現場において長期間にわたり密度の濃いフィールド調査をした研究成果を活用し、少年院における処遇現場での実務経験を通して法務教官と在院少年のかかわりについて考えてみたいと思います。また、犯罪や非行に関する社会学の理論や学説を紹介しつつ、それらが矯正の処遇現場で、どのように関係しているのかについても触れてみたいと考えています。

授 業 科 目	矯正心理学	4単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	櫛 田 透 元 神戸少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	非行少年・犯罪者の心理と処遇			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第2講時 (通年) 〈大宮学舎〉木曜日第2講時 (通年)			

講義概要

近年、無関心のままに済ますわけにはいかないような色々な事件が起こっています。そして、その多くに、心の問題についての論説が行われています。それは、本人の性格が原因であるとか、家族関係に問題があるなどというように取り沙汰されています。

本講義においては、このような非行や犯罪に関する理論や研究を紹介しつつ、これらの問題を業務として取り扱っている関係機関の現状について説明していきます。また、心理技官や法務教官として勤務してきた経験をもとに、これらの機関において実施している心理学的なアセスメントや処遇方法について、実務家の立場から解説していきます。

講義計画

1. 矯正心理学とその周辺
 - 1回目 (1) 矯正心理学とは
 - 2回目 (2) 臨床心理学と行動の予測
 - 3回目 (3) 行動科学と数量分析
 - 4回目 (4) 虚偽の検出と詐病
 - 5回目 (5) 記憶を巡る諸問題
2. 人格心理学の基礎
 - 6回目 (1) 類型論と特性論
 - 7回目 (2) 人格の形成
 - 8回目 (3) 生涯発達と高齢者の心理
 - 9回目 (4) 人格障害と精神障害
3. 少年非行の変化
 - 10回目 (1) 少年非行の特徴
 - 11回目 (2) 各時代の「現代型非行」
 - 12回目 (3) 非行少年の「凶悪化イメージ」
4. 犯罪理論
 - 13回目 (1) 生物学的観点
 - 14回目 (2) 社会学的観点
 - 15回目 (3) 犯罪との出会い
5. 各種犯罪とその心理機制
 - 16回目 (1) 性犯
 - 17回目 (2) 粗暴犯
 - 18回目 (3) 財産犯
 - 19回目 (4) 薬物犯
 - 20回目 (5) 反社会的集団
6. アセスメントと処遇の技術
 - 21回目 (1) 資料の整理
 - 22回目 (2) 心理テストの種類とテストバッテリー
 - 23回目 (3) 質問紙法検査
 - 24回目 (4) 投影法検査
 - 25回目 (5) 調査面接
 - 26回目 (6) 処遇の技法
7. 職場で役立つ矯正心理学
 - 27回目 (1) 少年施設
 - 28回目 (2) 成人施設
8. まとめ
 - 29回目 (1) 補充とトピックス
 - 30回目 (2) 犯罪からの回復

到達目標

矯正施設における心理学関連業務を理解する。

講義方法

授業内容に関するレジュメ等の配付資料により講義形式で行います。

授業時間外における予・復習等の指示

予習については、講義の終わりに次回のテーマを提示します(初回に全30回の内容について述べますが、順序変更はあり得ます)ので、それに沿って考えておいて下さい。復習については、配付資料と講義中に紹介した参考図書等によるものとします。

成績評価の方法

平常点(出席状況・態度等)(60%)、レポート(40%)。適宜レポートの提出を求めます。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務省矯正研修所『矯正心理学』(矯正協会)、法務総合研究所編『犯罪白書』

履修上の注意・担当者からの一言

本講義では単なる教科書的理解にとどまることなく、実際の事例に即して説明する機会がしばしば生じます。テーマはいくつかのブロックに分かれていますが、人格心理学の基礎知識が後半のアセスメントを学ぶ際には欠かせないなど、お互いに連動しているので注意してください。

また、第1回で全体の流れについて説明するので必ず出席するようにしてください。

授 業 科 目	矯正心理学 A	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	渡 邊 進 大津少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	矯正心理学 基礎			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第 1・2 講時 (前期 隔週開講)			

講義概要

矯正心理学とその周辺領域について、前期は主にその基礎的概観を行う。なお、理論の解説に加え、鑑別の実務を踏まえ、矯正における心理臨床について、なるべく実践的な検討を行う。

講義計画

- 1・2 回目 矯正心理学とは
 - (1) 心理学の発展と矯正における科学化
 - (2) 司法手続と少年鑑別所の役割
- 3・4 回目 社会現象としての犯罪・非行
- 5～10回目 心理学による犯罪・非行理解とその理論的枠組み
 - (1) 犯罪・非行生起のメカニズム
 - (2) 学習と行動
 - (3) 動機と欲求
 - (4) 精神の発達と問題行動
 - (5) 精神障害の理解
- 11～13回目 鑑別手続とその方法
 - (1) 鑑別の流れ
 - (2) 面接
 - (3) 行動観察
 - (4) 心理検査
 - (5) 総合的解釈の枠組み
- 14・15回目 矯正処遇と心理学の応用
 - (1) 改善更生に向けた処遇
 - (2) 関係機関との連携

到達目標

非行少年の理解とその処遇等において、心理学的な理論や方法がどのように活用されているのかを理解する。

講義方法

講義形式を中心として、レジュメ・資料を配付し、それに沿って授業を進める。

成績評価の方法

平常点 (出席状況・態度等) を重視し、レポートの評価も加える。

テキスト

特にありません。

参考文献

- 法務総合研究所『犯罪白書』(国立印刷局)
- 法務省矯正研修所『矯正心理学』(矯正協会)

履修上の注意・担当者からの一言

少年鑑別所における実務の現場等で、非行少年の理解とその処遇等に心理学的な理論や方法がどのように活用されているのかを学べるようにしたいと考えています。

矯正心理学 A では、矯正心理学の理論的枠組みや基礎的な考え方を取り上げますが、あくまでも実践に基づくものとし、少年鑑別所を始めとする矯正施設の業務にも触れていきます。

授 業 科 目	矯正心理学B	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	渡 邊 進 天津少年鑑別所長
授 業 テ ー マ	矯正心理学 各論			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第1・2講時（後期 隔週開講）			

講義概要

矯正心理学の後期は、主に非行理解のための各論について解説する。各種非行をどのような視点からとらえ、背景に予想される心理特性や問題をいかに探っていくかを検討するとともに、近年の非行に多様な影響を与えているとされる諸要因にも触れる。

講義計画

- 1・2回目 少年鑑別所における心理アセスメントの手順とその実際
- 3～12回目 各種犯罪・非行の動向とその心理機制
 - (1) 窃盗犯
 - (2) 粗暴犯
 - (3) 凶悪犯
 - (4) 薬物犯
 - (5) 性犯
- 13回目 精神障害のある非行少年の診断とその処遇
- 14回目 再非行の可能性と教育上の必要性の把握（リスク・ニーズアセスメントの視点から）
- 15回目 犯罪・非行からの立ち直りに向けて

到達目標

各種非行の背景にある心理特性や問題について理解する。

講義方法

講義形式を中心として、レジュメ・資料を配付しそれに沿って授業を進める。

成績評価の方法

平常点（出席状況・態度等）を重視し、レポートの評価も加える。

テキスト

特にありません。

参考文献

- 法務総合研究所編『犯罪白書』（国立印刷局）
- 法務省矯正研修所『矯正心理学』（矯正協会）

履修上の注意・担当者からの一言

少年鑑別所における実務の現場等で、非行少年の理解とその処遇等に心理学的な考え方や方法がどのように応用されているのかを学べるようにしたいと考えています。

矯正心理学Bでは、矯正心理学の理論的応用や実践を取り上げます。とりわけ犯罪・非行やその生起に影響を及ぼす諸要因の理解に対する臨床心理学的知見の活用を中心に考えていきたいと思っています。

矯正心理学Aを受講していなくても理解できる内容にしています。

授 業 科 目	成人矯正処遇	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	池 田 静 元 京都刑務所長
授 業 テ ー マ	刑事施設（刑務所）においていかなる処遇が展開されているか			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第4講時（前期） 〈瀬田学舎〉木曜日第5講時（前期）			

講義概要

「成人矯正処遇」は、成人矯正施設（刑事施設）における処遇を指す。刑事施設は、受刑者に対し、所定の刑罰を執行するとともに、その執行期間の中で、彼らが二度と罪を犯すことのないよう矯正処遇を実施している。この施設内処遇として矯正処遇が、いま、いかなる理論に基づいて、どのように展開されているかについて解説していく。

講義計画

- | | |
|---------|---------------|
| 1回目 | I はじめに |
| 2回目 | 1. 「成人矯正処遇」とは |
| 3回目 | 2. 刑事施設と地域社会 |
| 4回目 | 3. 犯罪者から受刑者へ |
| 5回目 | II 矯正処遇の展開 |
| 6回目 | 1. 受刑者処遇の原則 |
| 7回目 | 2. 処遇要領 |
| 8回目 | 3. 集団処遇 |
| 9回目 | 4. 制限の緩和と優遇措置 |
| 10～12回目 | 5. 作業 |
| 13回目 | 6. 各種指導 |
| 14回目 | 7. 矯正医療 |
| 15回目 | III おわりに |

到達目標

刑事施設に収容された受刑者の矯正処遇の目的と原則の理解をめざす。

講義方法

あらかじめ配付するレジユメにもとづき、説明する。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要としない。ただ、授業終了後の夏季及び春季に計画される施設参観にはぜひとも参加するようにしていただきたい。

成績評価の方法

レポート（70%）、平常点（出席状況・態度等）（30%）。実務家としての体験を生かした解説が中心となるので、出席状況を重視したい。また、実際の処遇場面を見聞することは非常に有意義と考えるので、施設参観にはぜひとも参加してもらいたい。

テキスト

レジユメを配付するので、講義時には必ず持参のこと。

参考文献

（法曹時報・抜刷）『矯正の現状』、鴨下守孝著『受刑者処遇読本』（小学館集英社プロダクション）、法務総合研究所『犯罪白書』、矯正協会『刑政』。

履修上の注意・担当者からの一言

質問を受けることが担当者にとって大変参考になり、有り難いので、質問は大いに歓迎する。

授 業 科 目	保護観察処遇	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	篠 崎 暁 人 大阪保護観察所統括保護観察官
授 業 テ ー マ	保護観察の実際			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉土曜日第3・4講時（後期 隔週開講）			

講義概要

我が国の更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けることによって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている。

本講義では、刑事司法の最後の一翼を担っている更生保護制度を体系的に紹介しながら、再犯・再非行の防止を責務とする更生保護制度について解説する。

講義計画

- | | | |
|------|--------------|--------------|
| 1回目 | 更生保護概説 (1) | 刑事司法における更生保護 |
| 2回目 | 更生保護概説 (2) | 仮釈放等 |
| 3回目 | 更生保護概説 (3) | 生活環境の調整 |
| 4回目 | 保護観察総説 (1) | 保護観察の意義 |
| 5回目 | 保護観察総説 (2) | 保護観察処遇の内容 |
| 6回目 | 保護観察各説 (1) | 少年の保護観察 (1) |
| 7回目 | 保護観察各説 (2) | 少年の保護観察 (2) |
| 8回目 | 保護観察各説 (3) | 少年処遇の実際 |
| 9回目 | 保護観察各説 (4) | 成人の保護観察 (1) |
| 10回目 | 保護観察各説 (5) | 成人の保護観察 (2) |
| 11回目 | 保護観察各説 (6) | 成人処遇の実際 |
| 12回目 | 更生緊急保護 | |
| 13回目 | 犯罪被害者施策 | |
| 14回目 | 心神喪失者等医療観察制度 | |
| 15回目 | まとめ | 課題と展望 |

到達目標

刑事司法の最終段階としての更生保護制度の意義と実際を知ること。

講義方法

講義、ビデオ、DVD鑑賞。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

成績評価の方法

期末にレポート提出を求める。平常点（出席状況・受講後の感想文等）と合わせて評価する。

テキスト

松本 勝 編著『更生保護入門 第4版』成文堂

参考文献

法務総合研究所『平成29年版犯罪白書』（法務総合研究所）
『六法』（各社）

履修上の注意・担当者からの一言

行政機関が担っている保護観察における「処遇」とは何かについて、更生保護の基本法である更生保護法を中心に少年法、刑法等関連する刑事法の分野にも触れながら、刑事司法の視点に立った保護観察処遇の実際をわかりやすく講義していきたい。

授 業 科 目	保護観察処遇	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	西 崎 勝 則 大阪保護観察所統括保護観察官
授 業 テ ー マ	保護観察処遇の理論と実際			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第 3・4 講時 (後期 隔週開講)			

講義概要

我が国の更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会の中で適切に働きかけることにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、それらの者が自立し立ち直ることを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進することを目的としており、具体的には、保護観察や生活環境の調整、恩赦や犯罪予防活動などがあります。

保護観察は、国家公務員である保護観察官と民間篤志家である保護司の協働態勢により、面接等の方法を通じて、保護観察対象者に対する指導監督や補導援護を行っています。

本講義では、更生保護制度の理論を押さえつつ、保護観察処遇上の様々な施策や実際の処遇の状況について、事例を交えながら、その課題や対応策について考察するとともに、平成28年12月に公布された再犯防止推進法や平成29年12月に策定された再犯防止推進計画等、更生保護における最新の情報等について、分かりやすく紹介します。

講義計画

1 回目	保護観察概説 (1)	刑事司法における更生保護の役割と位置付け
2 回目	保護観察概説 (2)	保護観察の種類・方法・実施体制等
3 回目	保護観察処遇概論 (1)	保護観察における指導監督
4 回目	保護観察処遇概論 (2)	保護観察における補導援護と更生緊急保護
5 回目	保護観察処遇の実際 (1)	仮釈放等制度と生活環境の調整
6 回目	保護観察処遇の実際 (2)	プログラム処遇と薬物事犯者対策
7 回目	保護観察処遇の実際 (3)	社会貢献活動
8 回目	保護観察処遇の実際 (4)	事例研究 (1) 少年に対する保護処分
9 回目	保護観察処遇の実際 (5)	事例研究 (2) 刑事処分
10 回目	保護観察処遇の実際 (6)	事例研究 (3) 就労支援
11 回目	保護観察処遇の実際 (7)	事例研究 (4) 住居の確保
12 回目	保護観察処遇の実際 (8)	事例研究 (5) 高齢・障がい者への対応
13 回目	保護観察処遇の実際 (9)	更生保護における犯罪被害者等施策
14 回目	更生保護を取り巻く新たな流れ	再犯防止推進法・推進計画
15 回目	保護観察処遇の課題と展望	

到達目標

刑事司法制度における更生保護の位置づけや役割を理解し、現状や課題を通して、社会内処遇の在り方について一定の考え方を持てるようになることを目標とします。

講義方法

担当者作成のレジュメや資料に基づき、担当者からの講義を中心に進めていく予定です。

授業時間外における予・復習等の指示

特に必要ありません。

成績評価の方法

レポート80%
平常点 (出席状況・態度等) 20%

テキスト

受講時に配付します。

参考文献

「平成29年版犯罪白書」(法務総合研究所)

履修上の注意・担当者からの一言

人口減少の昨今において、犯罪の認知件数、検挙人員も減少しつつある中、再犯者数は依然高水準となっており、再犯の防止は政府全体の喫緊の課題となっており、平成28年12月に公布された再犯防止推進法や平成29年12月に策定された再犯防止推進計画など、再犯防止のための更生保護の取組が高い注目を集めています。

本講義では、犯罪や非行をした人たちが地域の中でどのように更生していくのか、その実際を学ぶとともに、刑務所出所者等を排除せず、社会全体で包摂することができるような社会づくりのためにどのような取り組みが必要か、一緒に考えていければと思います。

授 業 科 目	更生保護概論	4単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	松 田 慎 一 元 中部地方更生保護委員会委員長 龍谷大学法学部客員教授
授 業 テ ー マ	犯罪をした者や非行ある少年の社会内処遇を中心として			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉火曜日第5講時（通年）			

講義概要

更生保護は、犯罪をした者や非行ある少年が再び過ちを繰り返すことなく、実社会内において健全な社会人として更生するのを援助することによって、再犯または再非行を防ぎ、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする措置であり、この究極の目的を達成するため、広く国民に自分の寄与を求めています。今日では、更生保護制度は、犯罪をした者や非行ある少年の改善更生を図る目的にとどまらず、犯罪の発生そのものを未然に防止する方策まで拡大し、警察、検察、裁判、矯正の諸制度とともに、現代刑事政策の重要な一翼を担っています。

本講義では、更生保護の沿革を概観し、現行の更生保護制度の仕組み、手続、措置の内容、処遇の方法等について、実務と経験に基づき考究します。また、中間期等に矯正施設、更生保護施設等の参観を組み込み、処遇の実践場面をつぶさに見聞し、制度運用について理解を深めていきます。

講義計画

I. 更生保護総説

1～2回目 更生保護制度の概念とその方法

3～4回目 更生保護関係の法規
基本法と関係法規の解説

5～9回目 更生保護制度の形成
更生保護の源流から制度の成立とその整備

10～12回目 更生保護の機構
更生保護機関・保護司、更生保護法人、BBS、更生保護女性会、協力雇用主等の働き

II. 更生保護各説

13～16回目 仮釈放
種類、手続、許可基準
17回目 社会復帰のための生活環境の調整
目的、意義、方法、手続

18～23回目 保護観察
構造、遵守事項、社会内処遇の方法
24回目 更生緊急保護

意義、対象、措置、手続
25回目 更生保護事業及び更生保護法人
意義、種別・更生保護法人の管理、監督、処遇の内容

26～27回目 恩赦
沿革、意義、種類と効力、前科抹消と資格回復

28回目 犯罪予防活動
意義、目的、内容と方法、“社会を明るくする運動”

III. 更生保護の現状と課題

29～30回目 刑務所出所者等をめぐる問題、司法と福祉の連携

到達目標

更生保護制度の刑事政策上での位置付け及び犯罪をした者や非行ある少年の社会への再統合に向けて更生保護の役割の理解並びに課題について理解を深めていきます。

講義方法

教材（テキスト）は担当者が用意します。この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、毎講時出席して講義を聴き、どんどん質問して理解するようにしてください。

授業時間外における予・復習等の指示

特にありません。

成績評価の方法

平常点（出席状況等）（50%）、レポート（適宜、提出を求める）（50%）。成績は、平常点、レポートにより総合的に評価する。

テキスト

担当者が教材として更生保護総説、更生保護各説、法令集、図表の4冊を作成し、配付します。

参考文献

加藤博史・水藤昌彦編著『司法福祉を学ぶ』（ミネルヴァ書房）、法務総合研究所『平成29年度版 犯罪白書』（法務総合研究所）、社会福祉士養成講座編集委員会（蛸原正敏ほか共著）『新・社会福祉士養成講座20 更生保護制度』（中央法規）、松本勝（編著）『更生保護入門』（成文堂）、今福章二、小長井賀興（編著）『保護観察とは何か』（法律文化社）

履修上の注意・担当者からの一言

1. この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、独自での勉強がしにくい難点があると思います。毎講時出席して講義を聴き、どんどん質問して理解するようにしてください。
2. この科目を履修後、矯正・保護課程の科目「保護観察処遇」を受講してください。また、その他の科目の履修が望まれます。

授 業 科 目	更生保護概論 A	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	濱 島 幸 彦 元 近畿地方更生保護委員会委員長
授 業 テ ー マ	犯罪や非行に陥った者の社会内処遇を中心として			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第 3・4 講時 (前期 隔週開講)			

講義概要

更生保護は、犯罪や非行に陥った人たちが再び過ちを繰り返すことなく、健全な社会人として更生するのを援助することによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする措置です。実社会において、通常の社会生活を営みながら実施されることから「社会内処遇」と呼ばれます。この究極の目的を達成するため、広く国民に応分の寄与を求めています。今日では、更生保護制度は、犯罪や非行に陥った人たちの改善更生を図る目的にとどまらず、犯罪の発生そのものを未然に防止する方策まで拡大し、警察、検察、裁判、矯正の諸制度とともに、現代刑事政策の重要な一翼を担っています。

本講義では、更生保護の沿革を概観し、現行の更生保護制度の仕組み、手続等について、実務と経験から考究します。矯正施設、更生保護施設の参観により、実践場面を知る機会もあります。

講義計画

更生保護概説

- | | |
|----------|---|
| 1～2 回目 | 更生保護の概念とその方法…刑事政策としての更生保護 |
| 3～4 回目 | 更生保護の機構（公的機関と民間ボランティア）
更生保護機関、保護司、更生保護法人、BBS、更生保護女性会、協力雇用主 |
| 5～6 回目 | 更生保護関係の法規
基本法と関係法規 |
| 7～12 回目 | 更生保護の主要業務（仮釈放・保護観察、更生緊急保護・更生保護事業、
恩赦・犯罪予防活動、精神保健観察・犯罪被害者等支援） |
| 13～14 回目 | 更生保護制度の形成
更生保護の源流から制度の成立とその整備 |
| 15 回目 | 更生保護の当面する課題と方策（再犯防止施策、刑の一部の執行猶予制度等） |

到達目標

更生保護が担う社会内処遇の基本を幅広く理解する。

講義方法

講義

授業時間外における予・復習等の指示

講義時に指示。

成績評価の方法

レポートの提出を求める。成績は、平常点（出席状況・態度等）及びレポート成績により総合的に評価する。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『平成29年度版 犯罪白書』（法務総合研究所）、清水義恵・若穂井透 編著『更生保護』（ミネルヴァ書房）、藤本哲也・生島浩・辰野文理 編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）

履修上の注意・担当者からの一言

1. 担当者が作成したレジュメ、資料等を使用します。
2. この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、独自での勉強がしにくい難点があります。毎講時出席して講義を聴き、積極的に発言、質問して理解を深めてください。
3. 更生保護の現場では、厳罰化が求められる一方、福祉的支援の必要性も拡大しています。更生保護制度の問題点、今後の在り方等について共に考える時間を持ちたいと思っています。
4. 社会福祉士試験問題に取り組むこととします。
5. 更生保護概論 B では、更生保護概論 A を基に講義を行いますので更生保護概論 B を受講する場合はできるだけ、更生保護概論 A を受講してください。

授 業 科 目	更生保護概論B	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	濱 島 幸 彦 元 近畿地方更生保護委員会委員長
授 業 テ ー マ	犯罪や非行に陥った者の社会内処遇を中心として			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉土曜日第3・4講時（後期 隔週開講）			

講義概要

更生保護は、犯罪や非行に陥った人たちが再び過ちを繰り返すことなく、実社会において健全な社会人として更生するのを援助することによって、犯罪の危険から社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする措置です。実社会において、通常の社会生活を営みながら実施されることから「社会内処遇」と呼ばれます。この究極の目的を達成するため、広く国民に応分の寄与を求めています。今日では、更生保護制度は、犯罪や非行に陥った人たちの改善更生を図る目的にとどまらず、犯罪の発生そのものを未然に防止する方策まで拡大し、警察、検察、裁判、矯正の諸制度とともに、現代刑事政策の重要な一翼を担っています。

本講義では、現行の更生保護制度の仕組み、手続、措置の内容、処遇の方法等について、実務と経験から具体的ケースに基づき考究し、さらに更生保護の課題と方向性について検討し、再犯防止への取り組みを学びます。

講義計画

更生保護各説

- 1～2回目 更生保護制度の仕組み
- 3～5回目 仮釈放等…更生保護概論Aでの講義（手続、許可基準）を基に具体的に考察する。
- 6回目 社会復帰のための生活環境の調整（事例を基に考える）
- 7回目 刑務所出所者等をめぐる問題と社会復帰支援策
- 8～11回目 保護観察
構造、遵守事項、社会内処遇の方法（事例を基に考える）
- 12回目 更生緊急保護（事例を基に考える）
- 13回目 精神保健観察
- 14回目 恩赦（没革・意義・種類と効果）、更生保護における犯罪被害者等支援
- 15回目 犯罪予防活動（再犯防止と犯罪発生の防止）

到達目標

社会内処遇を具体的な事例等を通して理解を深め、昨今の再犯防止への施策に対し自らの考えを確立させる。

講義方法

講義

授業時間外における予・復習等の指示

講義時に指示。

成績評価の方法

レポートの提出を求める。成績は、平常点（出席状況・態度等）及びレポート成績により総合的に評価する。

テキスト

特にありません。

参考文献

法務総合研究所『平成29年度版 犯罪白書』（法務総合研究所）、清水義恵・若穂井透 編著『更生保護』（ミネルヴァ書房）、藤本哲也・生島浩・辰野文理 編著『よくわかる更生保護』（ミネルヴァ書房）

履修上の注意・担当者からの一言

1. 担当者が作成したレジュメ、資料等を使用します。
2. この科目は、更生保護に関する文献が少ないので、独自での勉強がしにくい難点があります。毎講時出席して講義を聴き、積極的に発言して理解を深めてください。
3. 更生保護の現場では、厳罰化が求められる一方、福祉的支援の必要性も拡大しています。更生保護制度の問題点、今後の在り方等について、共に考える時間を持ちたいと思っています。
4. 更生保護概論Aで更生保護の概念・全体系を講義しますので、できるだけ先に更生保護概論Aを受講してください。

授 業 科 目	更生保護制度	2単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	菅 沼 登志子 元 中部地方更生保護委員会 第二部長
授 業 テ ー マ	「犯罪に戻らない・戻さない」再犯防止の取組と福祉支援			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第2講時（後期）			

講義概要

更生保護は、刑事司法、少年司法の手続きを経て定められた犯罪者・非行少年処遇のうちの社会内処遇に関わる制度で、犯罪者・非行少年の再犯（再非行）防止を目的としています。警察→検察→裁判→矯正施設と、隔離・拘禁のイメージがついて回る犯罪者処遇ですが、犯罪をした者等が「孤立することなく」、円滑に社会復帰すること（re-entry）が再犯防止に重要であるとした「再犯防止推進法」に基づき2017.12閣議決定された「再犯防止推進計画」は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、刑務所出所者等に対する住居支援・就労支援〔居場所と出番〕、保健医療・福祉サービスの利用の促進、地方公共団体等地域の支援ネットワークの取組促進等の施策を展開するとしています。高齢者・障害者の累犯がクローズアップされて以降、必要性が訴えられてきた福祉支援についてさらに取組み促進が期待されるところです。本講義では、法律・制度としての更生保護について学びつつ、あわせて新規施策により社会福祉士の活躍が期待される刑事司法の関連分野のトピックスも取り上げて、犯罪者・非行少年処遇の知識と理解を確かにすることを目指します。

講義計画

- 1回目 刑事司法と更生保護
- 2回目 更生保護の仕組み、保護司、保護観察官等
- 3回目 保護観察処遇①
- 4回目 保護観察処遇②
- 5回目 専門的処遇プログラム、一部執行猶予
- 6回目 生活環境調整、特別調整、地域生活定着支援センター
- 7回目 仮釈放・仮退院
- 8回目 更生保護施設、自立準備ホーム
- 9回目 自助グループ、当事者活動等
- 10回目 地域社会の支援ネットワークとつながった指導・支援
- 11回目 少年司法
- 12回目 医療観察制度
- 13回目 犯罪被害者等施策
- 14回目 就労支援、社会を明るくする運動、民間協力組織、恩赦、社会貢献活動
- 15回目 社会福祉士試験問題の検討

到達目標

更生保護制度の基本的知識について具体的に理解できるようになる。取組みの進む出所者等支援の現状を知ることによって、犯罪者・非行少年処遇を理解する。併せて関連の刑事司法・少年司法分野に関しても理解できるようになる。

講義方法

更生保護は、なじみの薄い分野・制度と思われるため、講義を中心に行う。

授業時間外における予・復習等の指示

日頃から、犯罪や非行、更生保護制度や刑事司法・少年司法に関するニュースや新聞・インターネット記事、法務省HP等に関心を持って、見たり読んだりすること。自主学習時間：30時間

系統的履修

社会福祉原論、社会福祉援助技術総論

成績評価の方法

平常点（70％）授業への積極的参加度
レポート（30％）論理的に自らの考えを述べているかを評価。レポート提出必須。

テキスト

特にありません。

参考文献

特にありません。

履修上の注意・担当者からの一言

- ①参考書籍は授業中に紹介する。
- ②授業計画に関わらず社会福祉士問題の検討はトピックごとに行う。
- ③授業中のスマホ操作は、学修のための検索を目的とする以外はやめていただきたい。

授 業 科 目	更生保護制度	1 単位 / 12時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	菅 沼 登志子 元 中部地方更生保護委員会 第二部長
授 業 テ ー マ	「犯罪に戻らない・戻さない」再犯防止の取組と福祉支援			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉水曜日第3・4講時（後期）			

講義概要

更生保護は、刑事司法、少年司法の手続きを経て定められた犯罪者・非行少年処遇のうちの社会内処遇に関わる制度で、犯罪者・非行少年の再犯（再非行）防止を目的としています。警察→検察→裁判→矯正施設と、隔離・拘禁のイメージがついて回る犯罪者処遇ですが、犯罪をした者等が「孤立することなく」、円滑に社会復帰すること（re-entry）が再犯防止に重要であるとした「再犯防止推進法」に基づき2017.12閣議決定された「再犯防止推進計画」は、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、刑務所出所者等に対する住居支援・就労支援〔居場所と出番〕、保健医療・福祉サービスの利用の促進、地方公共団体等地域の支援ネットワークの取組促進等の施策を展開するとしています。高齢者・障害者の累犯がクローズアップされて以降、必要性が訴えられてきた福祉支援についてさらに取組み促進が期待されるところです。本講義では、法律・制度としての更生保護について学びつつ、あわせて新規施策により社会福祉士の活躍が期待される刑事司法の関連分野のトピックスも取り上げて、犯罪者・非行少年処遇の知識と理解を確かにすることを目指します。

講義計画

- 1 回目 刑事司法、少年司法と更生保護、更生保護の仕組み、保護司、保護観察官等
- 2 回目 保護観察処遇、仮釈放・仮退院
- 3 回目 専門的処遇プログラム、一部執行猶予
- 4 回目 地域社会の支援ネットワークとつなげる指導・支援、自助グループ等
- 5 回目 生活環境調整、特別調整、地域生活定着支援センター、更生保護施設、自立準備ホーム
- 6 回目 犯罪被害者等施策、医療観察制度
- 7 回目 民間協力組織、社会を明るくする運動、恩赦、社会貢献活動
- 8 回目 社会福祉士試験問題の検討

到達目標

- ・社会福祉を学ぶ上で、さらには社会福祉士を目指す上で必要な更生保護制度全般への理解を確実にする。
- ・実際の相談援助活動において必要となる更生保護制度の基本的知識について具体的に理解し、併せて関連の刑事司法・少年司法分野に関しても理解できるようになる。

講義方法

更生保護は、なじみの薄い分野・制度と思われるため、授業は講義を中心に行う。

授業時間外における予・復習等の指示

日頃から、犯罪や非行、更生保護制度や刑事司法・少年司法に関するニュースや新聞・インターネット記事、法務省HP等に関心を持って見たり、読んだりすること。自主学習時間：15時間

系統的履修

社会福祉原論、社会福祉援助技術総論

成績評価の方法

平常点（70％）授業への積極的参加度
レポート（30％）論理的に自らの考えを述べているかを評価。レポート提出必須。

テキスト

特にありません。

参考文献

特にありません。

履修上の注意・担当者からの一言

①参考となる書籍等については授業中示唆する。②授業計画に関わらず社会福祉士試験問題の検討は毎回行う。

授 業 科 目	犯罪学	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授
授 業 テ ー マ	犯罪を科学する「(刑罰)信仰に基づく犯罪対策から、エビデンスに基づく犯罪対策へ」			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第2講時(後期)			

講義概要

戦後、長い間、日本は、世界一の治安を誇っていました。しかし、1990年代に入り、いわゆるバブル経済が崩壊し、日本の治安に関しても疑問を投げかける声が多く聞かれるようになり始めました。そして、治安の悪化を懸念する声は、1997年に神戸で発生した児童殺傷事件以降の一連の少年犯罪から一気に高まりを見せ、2000年に世田谷で起きた一家殺人事件、2001年の大阪教育大学附属池田小学校での児童無差別殺傷事件、2003年には長崎で12歳の少年による幼児殺害事件、2004年には奈良で女児誘拐殺人事件、2005年には広島と栃木で同様のショッキングな事件が起こり、こうした傾向に拍車をかけました。その結果、2003年の総選挙では、犯罪対策が大きな争点ともなり、少年法を含めて刑事立法による厳罰化が加速しました。

しかし、よく考えてください。少子高齢化で若者が減っているのに犯罪が増えたりするのでしょうか。皆さんが犯罪にあう現実のリスクは増加しましたか。日本の警察は、そんなにだらしなくなったのでしょうか。実際は2009年から5年連続殺人の認知件数は戦後最低を記録し、ついに未遂も含め1,000件を下回り、刑務所も少年院も次々と閉鎖されています。心の時代と言われ、非行少年や犯罪者の心の闇が問題となっていますが、心の闇とは何なのでしょう。監視(防犯)カメラは本当に犯罪を防止することができるのでしょうか。厳罰化など力による犯罪対策は、犯罪を抑止することができるのでしょうか。刑務所には、凶悪犯罪者ではなく、社会的弱者がどんどん集められています。刑法・刑罰は誰から誰を守ろうとしているのでしょうか？

犯罪学は、再犯防止を含む犯罪防止と犯罪者処遇を研究する研究分野です。この講義では、犯罪統計の読み方、犯罪理論、犯罪者の処遇等、犯罪を科学的に研究する方法について考えてみたいと思います。

講義計画

- 1 回目 オリエンテーション：犯罪とは何か
- 2 回目 一見効果的な犯罪対策(スケアトードストレイト・プログラム)
- 3 回目 日本の治安は悪化しているのか？(少子高齢化社会と犯罪)
- 4 回目 刑罰に関する統計入門(刑罰に関する統計) 厳罰化とはなんだったのか
- 5 回目 刑務所は社会を映し出す鏡(刑務所の高齢者と障害者)
- 6 回目 犯罪学と死刑(世界から見た日本の死刑)
- 7 回目 (科学的)エビデンスに基づいた犯罪対策
- 8 回目 犯罪学理論(犯罪学理論とは何か？)
- 9 回目 犯罪理論Ⅰ(犯罪生物学：遺伝と犯罪)
- 10 回目 犯罪理論Ⅰ(犯罪精神医学：人はなぜ犯罪者となるのか？)
- 11 回目 犯罪学理論Ⅰ(犯罪心理学：人はどうして犯罪をするのか？)
- 12 回目 犯罪理論Ⅱ(犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか？ シカゴ学派)
- 13 回目 犯罪理論Ⅱ(犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか？ 分化的接触理論)
- 14 回目 犯罪理論Ⅱ(犯罪社会学：社会が犯罪を作り出すのか？ ラベリング理論・社会的学習理論)
- 15 回目 犯罪理論Ⅲ(犯罪社会学：その他の理論)

到達目標

テレビや新聞の犯罪・刑罰に関する記事を正しく理解し、批判的に検討することができる。

講義方法

テキストに加え、レジュメを用意しつつ、講義形式で授業を行います。

授業時間外における予・復習等の指示

毎日、新聞を読んでください。

成績評価の方法

定期試験100%(学期末試験のみで評価します。)

《重要》2年前の定期試験からレジュメを含めて、コピーの持込を不可としています。つまり、持ち込めるのはテキストや参考文献等の書籍のみです。登録に当たってはこの変更点に十分配慮してください。

テキスト

浜井浩一『2円で刑務所、5億で執行猶予』(光文社新書)、浜井浩一『新・犯罪論』(現代人文社)

参考文献

法務総合研究所編『平成29年版犯罪白書』、瀬川 晃『犯罪学』(成文堂)、浜井浩一『刑務所の風景』(日本評論社)、浜井浩一『犯罪統計入門(第2版)』(日本評論社)

履修上の注意・担当者からの一言

この講義では、理論だけでなく、講師が法務省で犯罪者処遇や犯罪白書の作成に関わっていた事例や体験を交えながら、犯罪学という窓を通して現代日本の犯罪と刑事政策を考えてみたいと思います。

講義内容そのものは統計グラフや具体的事例を使って説明するため一つ一つの内容は難解ではありませんが、一つの講義での情報量が多く、日本ではここでしか聞けない最先端の内容です。油断しているとなつてこられなくなるので、集中して受講してください。なお、学生の理解の様子を見ながらシラバスの内容を一部省略する方向で変更することがあります。

授 業 科 目	被害者学	4 単位 / 45時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	池 田 正 興 元 人吉農芸学院長
授 業 テ ー マ	犯罪被害者支援の状況と被害者の権利・地位			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉水曜日第2講時 (通年) 〈大宮学舎〉月曜日第3講時 (通年)			

講義概要

被害者は犯罪学の枠外におかれ、「忘れられた存在」として長い間置き去りにされてきた。そこで、犯罪被害者支援の淵源をたどり、被害者学がどのように発展してきたのか、また、被害者支援や刑事政策にかかわる多くの機関がどのように対応しているのかなどについて理解を深める。

講義計画

1回目	犯罪被害者の黎明	16回目	被害化要因
2回目	犯罪被害者の定義	17回目	犯罪被害のストレス・トラウマ
3回目	犯罪と被害者の認知	18回目	犯罪被害者による講演
4回目	被害化、被害者化	19回目	被害者の実態調査1
5回目	ゼロトレランスの思潮	20回目	被害者の実態調査2
6回目	諸外国における犯罪被害者支援の歴史	21回目	ネグレクトされる被害者
7回目	我が国における犯罪被害者支援の歴史	22回目	犯罪被害暗数調査
8回目	変遷する刑事思潮と被害者	23回目	初期的被害者理論とその批判
9回目	我が国における犯罪被害と警察活動	24回目	近年の被害者理論
10回目	被害者支援のための制度及び法整備	25回目	悲嘆の源泉 (PTSD、ASD)
11回目	司法機関等における被害者支援及び対策1	26回目	悲嘆ケア (グリーフ・ケア)
12回目	行政機関等における被害者支援及び対策2	27回目	性犯罪等加害者の教育処遇
13回目	民間団体等における被害者支援及び対策3	28回目	犯罪被害者支援を取り巻く諸問題
14回目	犯罪被害支援の態様	29回目	犯罪被害者支援の今後
15回目	犯罪被害者等基本法等	30回目	修復性の概念 (まとめ)

到達目標

犯罪被害者の社会的地位・法的地位の理解。

講義方法

資料による講義を中心とする。小レポートの提出を求める。犯罪被害者による講話や事例・判例から学ぶ。

授業時間外における予・復習等の指示

事前配付の資料を熟読して、講義にのぞむこと。

成績評価の方法

平常点 (出席及び参加態度) (30%)、レポート (授業の中で提出を求める小レポート) (30%)、定期試験 (筆答試験又はレポート試験) (40%)

テキスト

適宜配付する。

参考文献

内閣府『犯罪被害者白書』(佐伯印刷KK)、宮澤浩一・国松孝次『犯罪被害者支援の基礎』(東京法令)、ジョー・グディ (西村春夫監訳)『これからの犯罪被害者学』(成文堂)

履修上の注意・担当者からの一言

- ・講義中の交談やイビキは、他に迷惑がかかるため厳に慎むこと。
- ・やむを得ない事情を除き、遅刻入室は禁止する。

授 業 科 目	青少年問題	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	浜 井 浩 一 龍谷大学法学部教授
授 業 テ ー マ	公務員志望者のための行動科学入門			
開 講 曜 講 時	〈深草学舎〉木曜日第4講時（後期）			

講義概要

被收容者処遇法84条5「矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。」及び少年法第9条「・・・医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」並びに更生保護法第31条2「保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。」とあるように、矯正・保護処遇の理論的な基礎は、医学、心理学、教育学や社会学といった行動科学に依拠している。矯正・保護処遇を理解するためには、こうした行動科学の基礎的知識が不可欠であり、本科目は、青少年白書や心理学、教育学、社会学等の基礎的教科書を参照しながら、矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学の基礎的な知識を付与する。

加えて、矯正・保護職員や家庭裁判所調査官となるためには、法務省専門職員採用試験等の公務員試験に合格しなくてはならないが、この試験の専門試験は行動科学の知識を問われるものであり、本科目は、こうした公務員試験に対応できる行動科学の基礎的な知識を身に付けることができるように配慮する。

講義計画

1回目	オリエンテーション。子ども・若者白書の概要
2回目	心理学（1） 心理学史
3回目	心理学（2） 情動・認知・道徳の発達
4回目	心理学（3） 知能・パーソナリティ（理論・心理テスト）
5回目	心理学（4） 発達障がい・精神障がい・心理療法
6回目	教育学（1） 西洋教育思想史
7回目	教育学（2） 学習指導・生活指導・学校教育法
8回目	教育学（3） 家庭・学校での問題行動
9回目	社会学（1） 社会学史（古典社会学）
10回目	社会学（2） 家族社会学（中期の社会学）
11回目	社会学（3） 社会階層・階級（現代の社会学）
12回目	社会学（4） 社会調査（階級・階層と社会変動）
13回目	社会福祉（1） 生活保障（生活保護・年金）
14回目	社会福祉（2） 高齢者福祉
15回目	社会福祉（3） 児童の権利・障がいの者の権利

到達目標

矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学（心理学・教育学・社会学等）の基礎的な知識を修得するとともに、法務省専門職員採用試験、家庭裁判所調査官補採用試験等における専門試験の出題趣旨が理解できるようにする。

講義方法

『子ども・若者白書』等を参照しつつ毎回資料を配付し講義を実施。

授業時間外における予・復習等の指示

公務員試験の過去問を参考にしつつ、論述問題は実際に解答を書く練習をしてください。

系統的履修

矯正・保護入門を受講していることが望ましい。

成績評価の方法

平常点10%（講義へのコミットメント〈質問やコメントなど講義に対するフィードバック〉を評価する。）、定期試験90%
※毎回出席をとります。

テキスト

内閣府『子ども・若者白書』、その他、過去問を含む問題やレジュメを適宜配付します。

参考文献

TAC公務員講座『公務員Vテキスト』（TAC出版）、資格試験研究会『新スーパー過去問ゼミ』（実務教育出版）、法務省矯正研究所『矯正社会学』（公益財団法人矯正協会）、法務省矯正研究所『矯正心理学』（公益財団法人矯正協会）

履修上の注意・担当者からの一言

青少年分野での公務員試験の受験を考えている人を対象とした講義です。法務省専門職員採用試験や家庭裁判所調査官補採用試験によく取り上げられる心理学、社会学、教育学、（時間が許せば社会福祉）の基礎的な知識を中心に講義します。15回と限られているので、講義の中心は心理学と社会学となり、それぞれの代表的な研究者とその理論を中心に説明します。できるだけ非行など現実の青少年問題と関係付けながら説明します。

授 業 科 目	青少年問題	2 単位 / 22.5時間 (本学学生) / (社会人等)	担 当 者	津 島 昌 弘 龍谷大学社会学部教授
授 業 テ ー マ	公務員志望者のための行動科学入門			
開 講 曜 講 時	〈瀬田学舎〉火曜日第3講時（後期）			

講義概要

被収容者処遇法84条5「矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。」及び少年法第9条「・・・医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識特に少年鑑別所の鑑別の結果を活用して、これを行うように努めなければならない。」並びに更生保護法第31条2「保護観察官は、医学、心理学、教育学、社会学その他の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、調査、生活環境の調整その他犯罪をした者及び非行のある少年の更生保護並びに犯罪の予防に関する事務に従事する。」とあるように、矯正・保護処遇の理論的な基礎は、医学、心理学、教育学や社会学といった行動科学に依拠している。矯正・保護処遇を理解するためには、こうした行動科学の基礎的知識が不可欠であり、本科目は、青少年白書や心理学、教育学、社会学等の基礎的教科書を参照しながら、矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学の基礎的な知識を付与する。加えて、矯正・保護職員や家庭裁判所調査官となるためには、法務省専門職員採用試験等の公務員試験に合格しなくてはならないが、この試験の専門試験は行動科学の知識を問われるものであり、本科目は、こうした公務員試験に対応できる行動科学の基礎的な知識を身に付けることができるように配慮する。

講義計画

1回目	オリエンテーション。子ども・若者白書の概要
2回目	心理学（1） 心理学史
3回目	心理学（2） 情動・認知・道徳の発達
4回目	心理学（3） 知能・パーソナリティ（理論・心理テスト）
5回目	心理学（4） 発達障がい・精神障がい・心理療法
6回目	教育学（1） 西洋教育思想史
7回目	教育学（2） 学習指導・生活指導・学校教育法
8回目	教育学（3） 家庭・学校での問題行動
9回目	社会学（1） 社会学史（古典社会学）
10回目	社会学（2） 家族社会学（中期の社会学）
11回目	社会学（3） 社会階層・階級（現代の社会学）
12回目	社会学（4） 社会調査（階級・階層と社会変動）
13回目	社会福祉（1） 生活保障（生活保護・年金）
14回目	社会福祉（2） 高齢者福祉
15回目	社会福祉（3） 児童の権利・障がい者の権利

到達目標

矯正・保護を理解するために最低限知っておくべき行動科学（心理学・教育学・社会学等）の基礎的な知識を修得するとともに、法務省専門職員採用試験、家庭裁判所調査官補採用試験等における専門試験の出題趣旨が理解できるようになる。

講義方法

毎回資料を配付し、講義を実施します。

授業時間外における予・復習等の指示

公務員試験の過去問を参考にしつつ、論述問題は実際に解答を書く練習をしてください。

系統的履修

矯正・保護入門を受講していることが望ましい。

成績評価の方法

平常点20% 講義へのコミットメント（質問やコメントなど講義に対するフィードバック）を評価する、レポート30%（回数程度）、定期試験50%
※毎回出席をとります。

テキスト

過去問を含む問題やレジュメ等を適宜配付します。

参考文献

内閣府『子ども・若者白書』（中和印刷）、法務省矯正研究所『矯正社会学』（公益財団法人矯正協会）、法務省矯正研究所『矯正心理学』（公益財団法人矯正協会）、TAC公務員講座『公務員Vテキスト』（TAC出版）、資格試験研究会『新スーパー過去問ゼミ』（実務教育出版）

履修上の注意・担当者からの一言

司法分野の公務員試験の受験を予定している人を対象とした講義です。法務省専門職員採用試験や家庭裁判所調査官補採用試験によく取り上げられる心理学、社会学、教育学、社会福祉の基礎的な知識を中心に講義します。15回と限られているので、講義の中心は心理学と社会学となり、それぞれの代表的な研究者とその理論を中心に説明します。

V.〔参考資料〕法務教官・刑務官・保護観察官になるには？

【参考資料】法務教官・刑務官・保護観察官になるには？

◆法務省専門職員（人間科学）採用試験—大学卒業程度—

▶「試験の区分」「受験資格」◀

試験の区分	内 容
矯正心理専門職 A	① 21歳以上30歳未満の者 ② 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験実施年度の3月までに大学を卒業する見込みの者 イ. 人事院がアに掲げる者と同等の資格があると認める者
矯正心理専門職 B	
法務教官 A	① 21歳以上30歳未満の者 ② 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験実施年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験実施年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
法務教官 B	
法務教官 A（社会人）	① 30歳以上40歳未満の者 ② ①に該当する者のうち、法務教官 A（社会人）は男子、法務教官 B（社会人）は女子に限る。
法務教官 B（社会人）	
保護観察官	① 21歳以上30歳未満の者 ② 21歳未満の者で次に掲げるもの ア. 大学を卒業した者及び試験実施年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 イ. 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び試験実施年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

▶職務内容◀

※平成29年度国家公務員法務省専門職員（人間科学）採用試験受験案内（人事院・法務省）の内容を抜粋

【矯正心理専門職】

心理学の専門的な知識・技術等をいかし、非行を犯した少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次のような職務に従事します。

1 少年鑑別所に勤務した場合

家庭裁判所から送致された少年について、面接や心理検査等を通じて、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇の方針を明らかにするという鑑別に従事します。

また、一般の方々（保護者や学校関係者等）からの非行や不良交友、しつけの問題等に関する心理相談にも応じます。

2 刑事施設に勤務した場合

面接や心理検査等を通じて、受刑者の資質を調査し、刑事施設収容中に達成させるべき目標、矯正処遇の内容等を設定するほか、改善指導の実施等の業務に従事します。

また、受刑者に対するカウンセリング等も実施します。

【法務教官】

専門的な知識・技術と懇切で誠意のある態度をもって、少年院・少年鑑別所に収容されている少年や刑事施設に収容されている受刑者を対象に、主に次の職務に従事します。

1 少年院に勤務した場合

少年院に収容されている少年に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な生活態度等を習得させるため、生活指導、職業指導、教科指導その他の矯正教育を行うほか、円滑な社会復帰につなげるための支援等に従事します。

2 少年鑑別所に勤務した場合

主に、家庭裁判所から送致された少年について、身柄を保護し、その資質の鑑別に役立てるため、面接や行動観察等を実施するほか、相談助言の業務等に従事します。

3 刑事施設に勤務した場合

受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための改善指導及び教科指導に関する業務などに従事します。

【保護観察官】

地方更生保護委員会や保護観察所に勤務し、心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専

門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事します。

1 地方更生保護委員会に勤務した場合

刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院に関する審理のために必要な調査等に関する事務に従事します。

2 保護観察所に勤務した場合

家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年や仮釈放者等を対象とする保護観察、矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整等の業務に従事します。

◎ 法務省専門職員（人間科学）の職務に関する情報は、

法務省ホームページ [http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html] に掲載しています。

◆法務省専門職員（人間科学）採用試験

▶ 「試験種目」「試験の方法」 ◀

試験	試験種目	解答題数 解答時間	内 容	配点比率		
				矯正心理専門職	法務教官	保護観察官
第1次試験	基礎能力試験 (多肢選択式)	40題 2時間20分	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 40題出題 ・知能分野27題 （文章理解①、判断推理⑧、数的推理⑤、資料解釈③） ・知識分野13題（自然・人文・社会⑬（時事を含む。））	2 / 11	2 / 10	2 / 10
	専門試験 (多肢選択式)	40題 2時間20分	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 60題出題 ・必須問題 心理学に関連する領域⑳ ・選択問題 次の40題から任意の計20題選択 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 [心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩] 【法務教官区分、保護観察官区分】 40題出題 心理学、教育学、福祉及び社会学に関する基礎 [心理学⑩、教育学⑩、福祉⑩、社会学⑩]	3 / 11	3 / 10	3 / 10
	専門試験 (記述式)	1題 1時間45分	法務省専門職員（人間科学）として必要な専門的知識などについての筆記試験 【矯正心理専門職区分】 ・心理学に関連する領域 1題出題 【法務教官区分、保護観察官区分】 ・選択問題 次の領域から1題ずつ計4題出題、任意の1題選択 心理学に関連する領域、教育学に関連する領域、福祉に関連する領域、社会学に関連する領域	3 / 11	3 / 10	3 / 10
第2次試験	人物試験		人柄、对人的能力などについての個別面接（矯正心理専門職区分：心理臨床場面において必要になる判断力等についての質問も含む。）	3 / 11	2 / 10	2 / 10
	身体検査 【矯正心理専門職区分、法務教官区分】		主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、 血圧、尿、眼・聴器その他一般内科系検査	*	*	
	身体測定 【矯正心理専門職区分、法務教官区分】		視力についての測定	*	*	

- (注) 1 ○内の数字は出題予定数です。
 2 第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」と「専門試験（多肢選択式）」の成績を総合して決定します。「専門試験（記述式）」は、第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
 3 第2次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
 4 「配点比率」欄に*が表示されている試験種目は、合否の判定のみを行います。
 5 合格者の決定方法の詳細については、国家公務員試験採用情報NAVIをご覧ください。

◆**刑務官採用試験**

▶「試験区分」「受験資格」◀

試験の区分	受験資格
刑務A 刑務A（武道）	17歳以上29歳未満の男子
刑務B 刑務B（武道）	17歳以上29歳未満の女子
刑務A（社会人）	29歳以上40歳未満の男子
刑務B（社会人）	29歳以上40歳未満の女子

▶**職務内容**◀

※平成29年度国家公務員刑務官採用試験—高等学校卒業程度—受験案内（人事院・法務省）の内容を抜粋
 刑務官は、刑務所、少年刑務所又は拘留所に勤務し、被收容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

刑務所及び少年刑務所では、受刑者への指導を通じて、その改善更生及び円滑な社会復帰を実現するよう、様々な処遇を行っています。

拘留所では、主として勾留中の被疑者、被告人を收容し、これらの者が逃走したり、証拠を隠滅したりすることを防止するとともに、公平な裁判を受けられるように配慮しています。

なお、刑務A（武道）及び刑務B（武道）に合格して採用された場合は、主として、刑事施設における**警備の業務**に従事するなど、その技能を生かした任に多く当たります。

▶「試験種目」「試験の方法」◀

	試験種目	解答題数 解答時間	内 容	配点比率
第1次試験	基礎能力試験 （多肢選択式）	40題 1時間30分	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験 出題数は40題 ・知能分野20題（文章理解⑦、課題処理⑦、数的処理④、資料解釈②） ・知識分野20題（自然科学⑤、人文科学⑨、社会科学⑥）	4 / 7
	作文試験	1題 50分	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験	1 / 7
	実技試験 【刑務A(武道)、刑務B(武道)のみ】		柔道又は剣道の実技に関する試験	(注4)
第2次試験	人物試験		人柄、対人的能力などについての個別面接	2 / 7
	身体検査		主として胸部疾患（胸部エックス線撮影を含む。）、血圧、尿、その他一般内科系検査	*
	身体測定		身長、体重、視力についての測定	*
	体力検査 【刑務A(武道)、刑務B(武道)を除く】		上体起こし、立ち幅跳び、反復横跳びによる身体の筋持久力等についての検査	*

- (注)
1. ○内の数字は出題予定数です。
 2. 「配点比率」欄に、*が表示されている試験種目は、合否の判定のみを行い、その他の試験種目については得点化しています。
 3. 刑務A（武道）・刑務B（武道）以外の区分においては、第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」の成績で決定します。「作文試験」は第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
 4. 刑務A（武道）・刑務B（武道）区分においては、第1次試験合格者は、「基礎能力試験（多肢選択式）」の成績に実技試験の成績に応じた一定の加点を行うことによって決定します。「作文試験」は第1次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。
 5. 第2次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。
 6. 合格者の決定方法の詳細については、国家公務員試験採用情報NAVIをご覧ください。

※平成30年度国家公務員採用試験の詳細な情報は、人事院や法務省のホームページで確認してください。
国家公務員試験採用情報NAVI <http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>
法務省（資格・採用情報）http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html

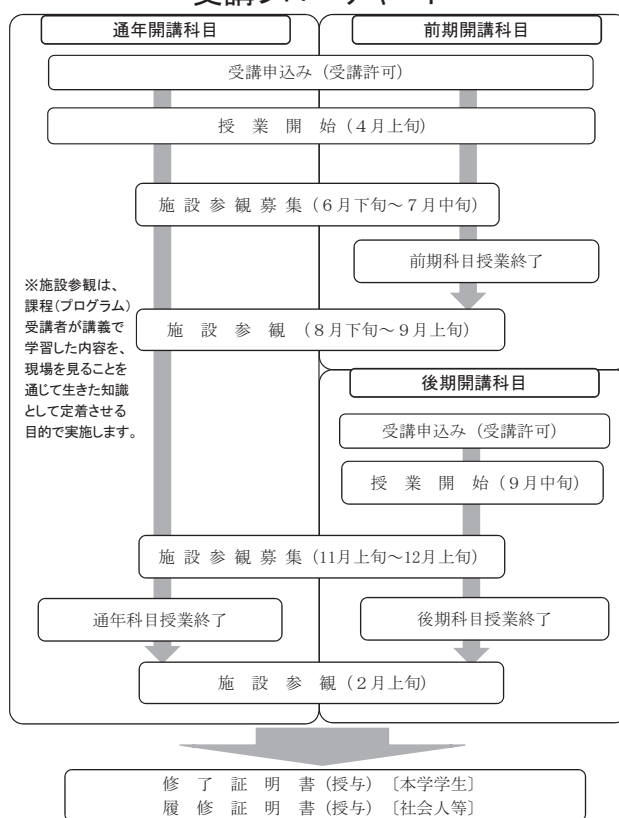
VI. 龍谷大学「矯正・保護教育プログラム」
受講希望理由書

〈2018年度開講科目一覧〉

科 目 名	〔授業テーマ〕(深草学舎の場合)
矯正・保護入門	〔犯罪・非行の現場で働く人たちとその仕事〕
矯 正 概 論	〔矯正施設の組織と業務及び被収容者の処遇〕 〔矯正施設等の組織と業務及び被収容者の処遇等〕
矯正教育学	〔少年院教育の実際及び少年非行の諸相〕
矯正社会学	〔少年非行を取り巻く諸問題とその社会背景・病理の解明及び社会復帰支援の現状と課題〕
矯正心理学	〔非行少年・犯罪者の心理と処遇〕
成人矯正処遇	〔刑事施設(刑務所)においていかなる処遇が展開されているか〕
更生保護概論	〔犯罪をした者や非行ある少年の社会内処遇を中心として〕
更生保護制度	〔「犯罪に戻らない・戻さない」再犯防止の取組と福祉支援〕
保護観察処遇	〔保護観察の実際〕
犯 罪 学	〔犯罪を科学する(刑罰)信仰に基づく犯罪対策から、エビデンスに基づく犯罪対策へ〕
被 害 者 学	〔犯罪被害者支援の状況と被害者の権利・地位〕
青少年問題	〔公務員志望者のための行動科学入門〕

※大宮、瀬田学舎では開講されない科目や同じ科目でも授業テーマが異なることがありますのでご注意ください。

受講フローチャート



〈申込・問い合わせ窓口〉

大宮学舎・文学部教務課／深草学舎・法学部教務課／瀬田学舎・社会学部教務課／大阪梅田キャンパス

〈総合窓口〉

矯正・保護総合センター事務部

〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町67 至心館1階

TEL : 075-645-2040

FAX : 075-645-2632

E-mail: kyosei-hogo@ad.ryukoku.ac.jp